

ふじみ野市の環境行政
平成 26 年度版 環境年次報告書
(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)



埼玉県 ふじみ野市

はじめに

ふじみ野市は首都圏から 30 km圏内に位置しており、昭和 30 年代からの高度経済成長期に東京のベッドタウンとして都市化が進み、近年では土地区画整理や再開発事業などによるまちなみの整備と首都圏への交通アクセスの利便性などと相俟って、現在でも人口は増加しており、11 万を超す市民が快適に暮らせる自然と調和した都市を目指しております。

地域の都市化に伴い、昔ながらの自然環境は変化しつつありますが、市内に残る武蔵野の雑木林や大井弁天の森、新河岸川の斜面林などの多くの自然環境は、市民の皆様方に憩いの場として親しまれており、将来にわたり、自然とともにある快適なまちづくりに努めてまいります。

しかしながら今日の私たちを取り巻く環境は、地球温暖化問題をはじめとする気候変動などの地球規模の環境問題から、高齢化やライフスタイルの変化に伴う身近な生活環境問題までにわたり、多種、多様化しております。

このような中、市では、新たな環境課題を踏まえ市民の皆様とともに、平成 29 年度までの今後 5 か年の行動を導く環境基本計画の後期行動計画を策定し、引き続き、望ましい環境像「水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野」の達成に向け、市民、事業者などの皆様と連携して各種施策に取り組んでまいります。

本書は、「ふじみ野市環境基本条例」第 7 条に基づき、平成 25 年度のふじみ野市における環境の現状や課題、環境保全施策の実施状況等についてまとめたものです。本書により市の環境の現状への認識を深められますとともに、環境保全活動などに一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 2 月

ふじみ野市長 高 畑 博

目 次

1	市の概要	3
1-1	市の概要	3
	(1)位置・地勢	3
	(2)人口	4
	(3)気象	4
1-2	環境行政	5
	(1)環境に関する条例	5
	(2)環境に関する計画	6
	(3)環境行政組織・所掌事務	17
	(4)環境審議会等	19
	(5)廃棄物減量等推進審議会等	20
2	計画の進行管理	22
	(1)環境基本計画 後期行動計画	22
3	生活環境の保全	31
3-1	大気環境	31
3-2	水質汚濁	37
3-3	騒音・振動	45
3-4	悪臭	49
3-5	地盤沈下	50
3-6	土壌汚染対策	52
3-7	化学物質等	53
3-8	苦情・相談の状況	53
3-9	地域の環境衛生	54
	(1)空き地の環境保全	54
	(2)地域環境美化自主活動支援制度	55
	(3)地域クリーン推進員制度	55
	(4)ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン	56
	(5)犬の登録及び狂犬病の予防	57
	(6)ドッグラン	58
	(7)墓地等の設置及び管理	58
	(8)市民葬祭制度	59
4	環境啓発等取組状況	61
	(1)環境フェア	61
	(2)環境ポスターコンクール	63
	(3)こどもエコクラブ	67
	(4)エコライフDAY2013(埼玉県事業)	67
	(5)地球温暖化防止啓発事業(環境協働事業補助金対象事業)	68
	(6)緑のカーテン普及啓発(環境協働事業補助金対象事業)	68
	(7)リユース食器貸出事業	69
5	自然環境の保全	71
	(1)緑の状況	71
	(2)鳥獣保護	73

(3)河川敷地等管理制度	74
6 循環型社会の形成	76
6-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成	76
(1)ごみ排出量の推移	76
6-2 ごみの分別収集	79
(1)ふじみ野市の収集・運搬	79
(2)ごみ集積所	80
6-3 中間処理	80
(1)リサイクル施設	80
(2)上福岡清掃センター焼却施設	80
(3)大井清掃センター焼却施設	81
(4)最終処分	81
6-4 ごみ処理体制	82
(1)ごみ処理体制	82
(2)ごみ処理システム	83
6-5 ごみ処理費用	84
(1)ごみ処理費用	84
(2)ごみ処理手数料	84
6-6 ごみの減量・再資源化の推進	85
(1)集団資源回収事業報奨金制度	85
(2)生ごみ処理容器使用促進奨励金制度	86
(3)エコストア協力店認定推奨制度	86
(4)市民向け環境学習会	87
(5)木製家具等のリサイクル事業	89
(6)ベランダ de キューロ（生ごみ処理容器）の導入決定	89
6-7 ごみ処理広域化計画と施設整備	91
◎東日本大震災に関連した対応	93
1 空間放射線測定及び低減対策	93
2 放射線量測定等に関する対処指針及び簡易測定器の貸出	93
3 測定結果	96
◀ 参考資料 ▶	98
1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧	98
2 用語解説	111

※表紙の絵は、平成 26 年度 環境ポスターコンクール「ふじみ野市長賞」山元 美柚さん（葦原中学校 2 年生）の作品「始めよう、地球を救うエコな生活」です。

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

(1)位置・地勢

本市は、埼玉県の南東部、東経 139 度 31 分 11 秒、北緯 35 度 52 分 47 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は 14.64k m² があり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

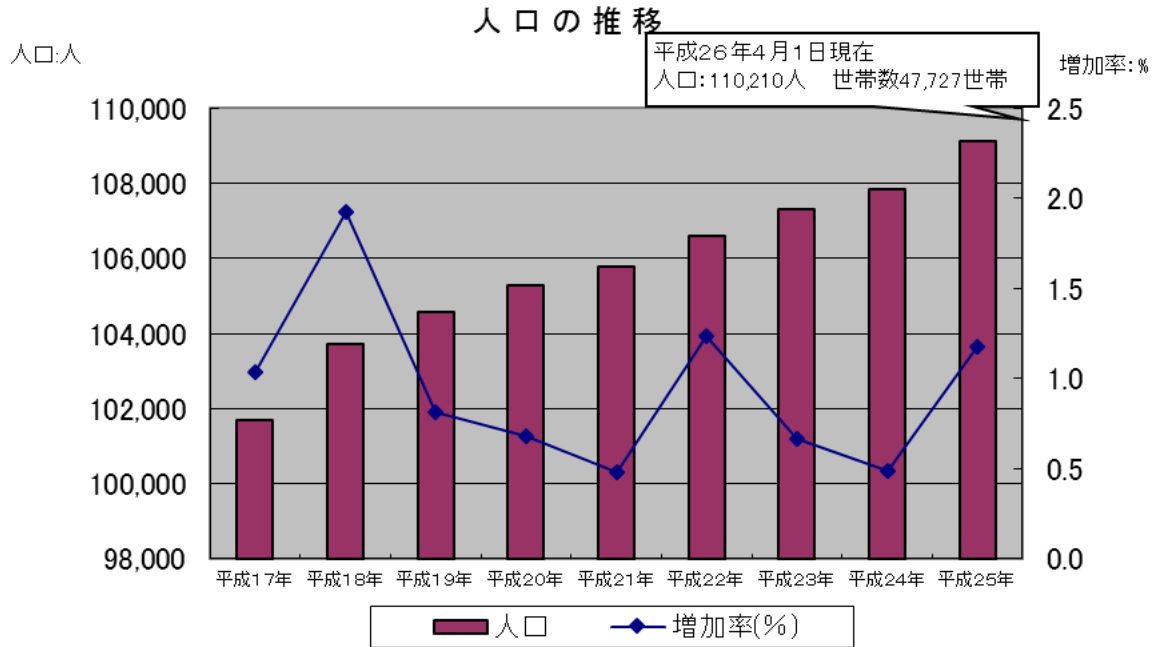
地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

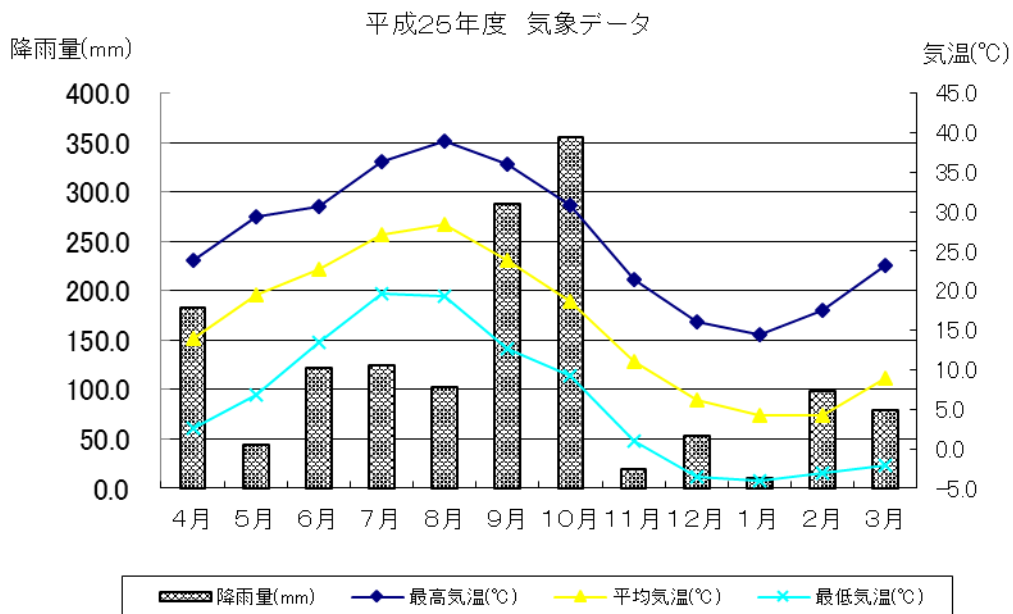
交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。



(2)人口



(3)気象



資料：入間東部地区消防組合 消防本部 指揮統制課

1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

本市の環境行政を推進するため、平成18年7月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成19年3月ふじみ野市環境基本条例を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境の確保」とは

ふじみ野市環境基本条例第2条（定義）（1）快適で良好な環境 「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成をはかり、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」このような状態を確保していくことを条例の目的としています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例では、市、市民及び事業者は、あらゆる場面において環境配慮を基本に「地域から持続可能な社会」を構築し、安全、安心、快適で良好な環境が確保できる地域社会を目指していくことが理念として掲げられています。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市ではふじみ野市開発行為等指導要綱（平成17年10月1日）に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市は、この趣旨に添って、関係課と連絡調整を行い、総合的な事業者への対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成20年12月19日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を制定しています。（平成21年4月1日施行）

(2)環境に関する計画

(ア)ふじみ野市環境基本計画

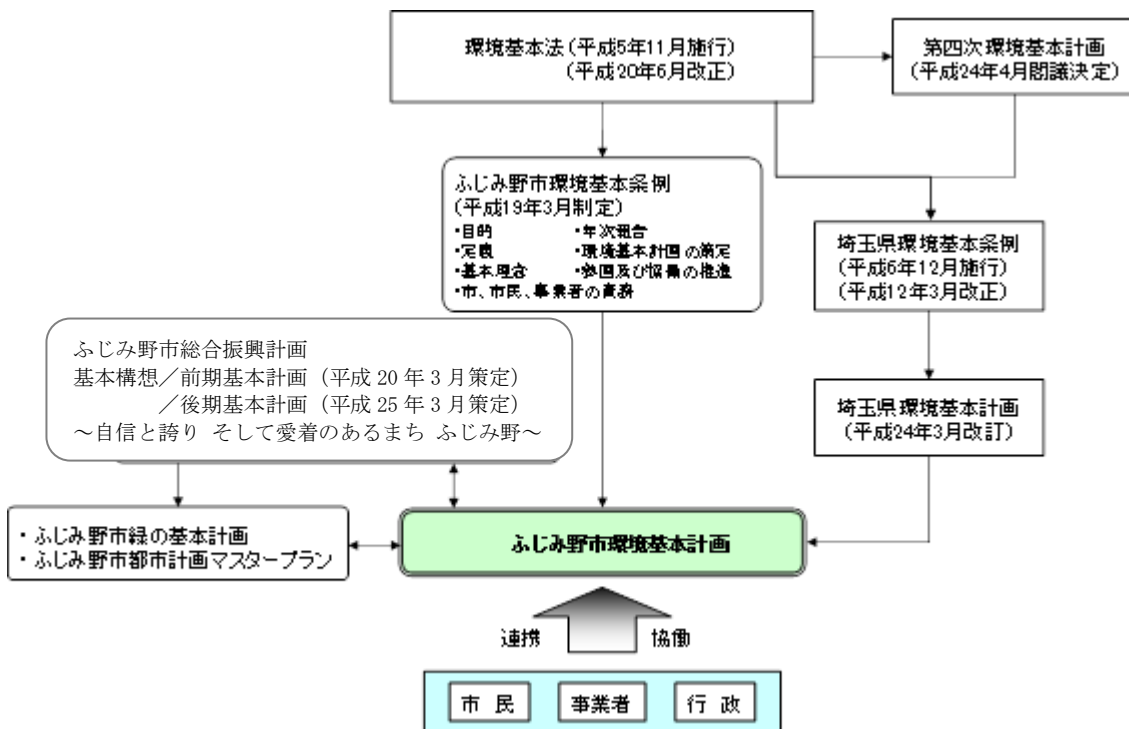
①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった環境基本計画 行動計画を平成19年度に策定しました。その後、計画期間の5年を向かえるにあたり、平成23年度～24年度の2か年をかけて見直しを行い、環境基本計画 後期行動計画を策定しました。

②計画の位置づけ

市の総合振興計画を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

図1-2-1 計画の位置づけ



③計画の対象とする環境の範囲

- ・市、市民及び事業者との連携と協働に関すること
- ・環境教育・環境学習による人づくりに関すること
- ・安心・安全、快適な都市環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること

④計画期間

市の総合振興計画と連動し平成 20 年度を初年度に平成 29 年度までの 10 年を「環境基本計画」の計画期間と定め、「行動計画」は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、5 年を 1 つの期間として「前期」、「後期」に区分し、平成 25 年度から平成 29 年度までを「後期行動計画」としています。

図 1-2-2 計画の期間

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ふじみ野市総合振興計画基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
ふじみ野市環境基本計画									
ふじみ野市環境基本計画行動計画					ふじみ野市環境基本計画後期行動計画				

⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会をめざすまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第 8 条)
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第 20 条)
- ・環境教育の理念に基づく推進 (第 21 条)
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備 (第 19 条)

⑥市の望ましい環境像

水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野
～協働で持続可能な社会の実現を目指したまちづくり～

⑦環境基本計画 後期行動計画の環境指標

環境基本計画 後期行動計画及び望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者の各主体が共通認識のもと取り組む内容としており、「現状と課題」「行動計画」などを位置づけ、各施策に共通して環境保全活動における連携と協働を目指していきます。

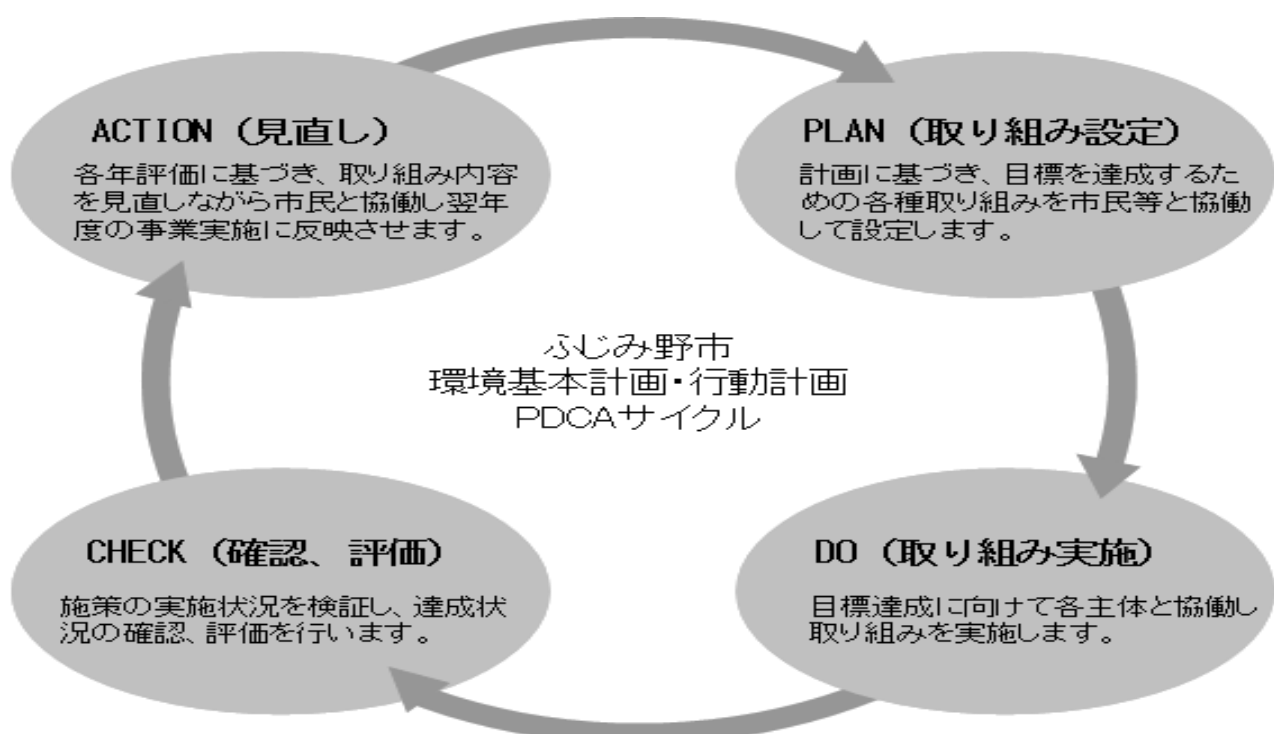
○施策体系

- 施策の柱1 市、市民及び事業者との連携と協働の推進
- 施策の柱2 環境教育・環境学習の推進
- 施策の柱3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱4 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱5 自然環境の保全・再生

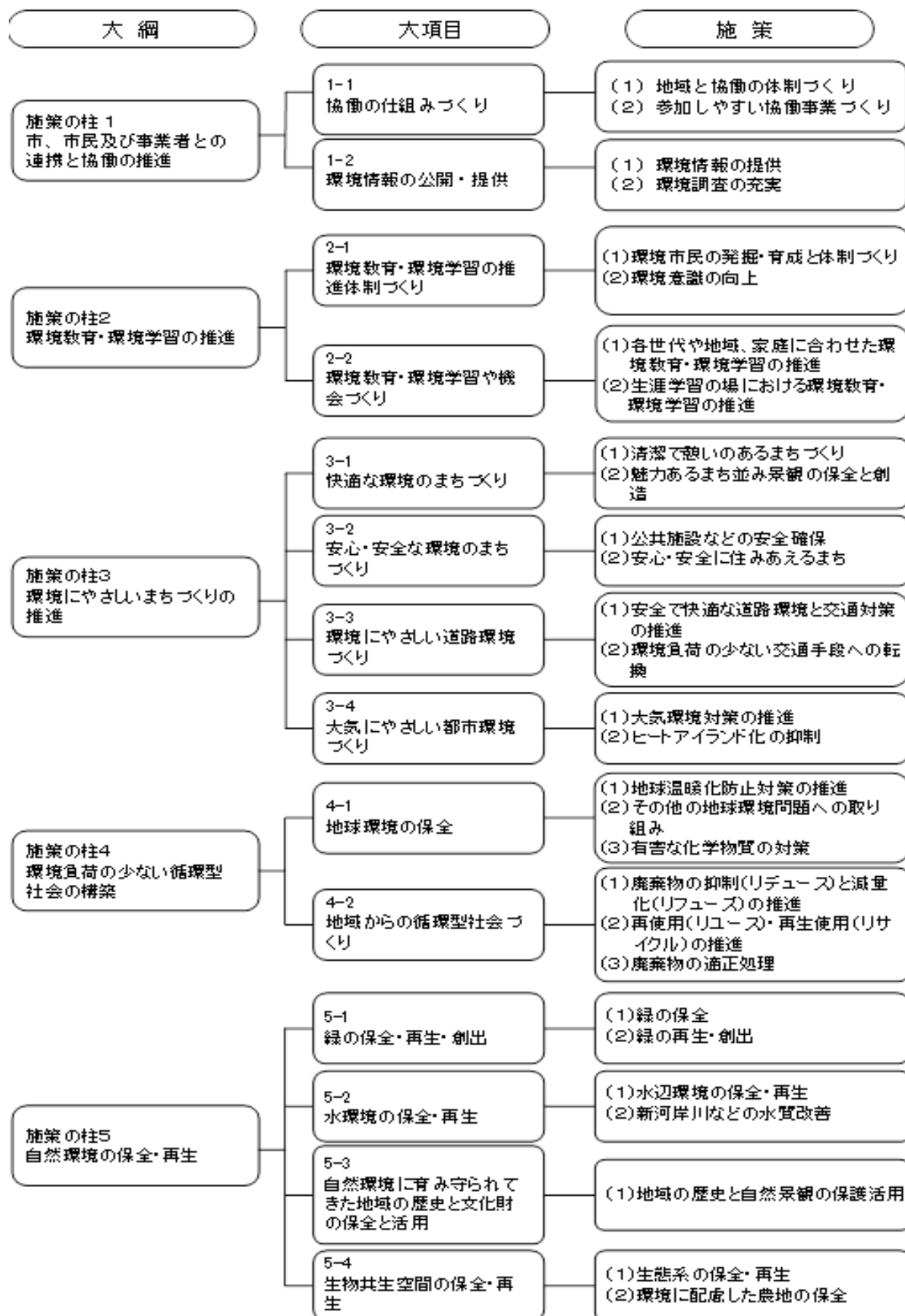
⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、環境基本計画のめざす目標の達成に向け、環境指標・目標値を活用し全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる継続的な仕組みを構築します。

図1-2-3 計画の進行管理



⑨環境基本計画 後期行動計画の施策体系



(イ)ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

「第6章 地球温暖化対策の取り組み」

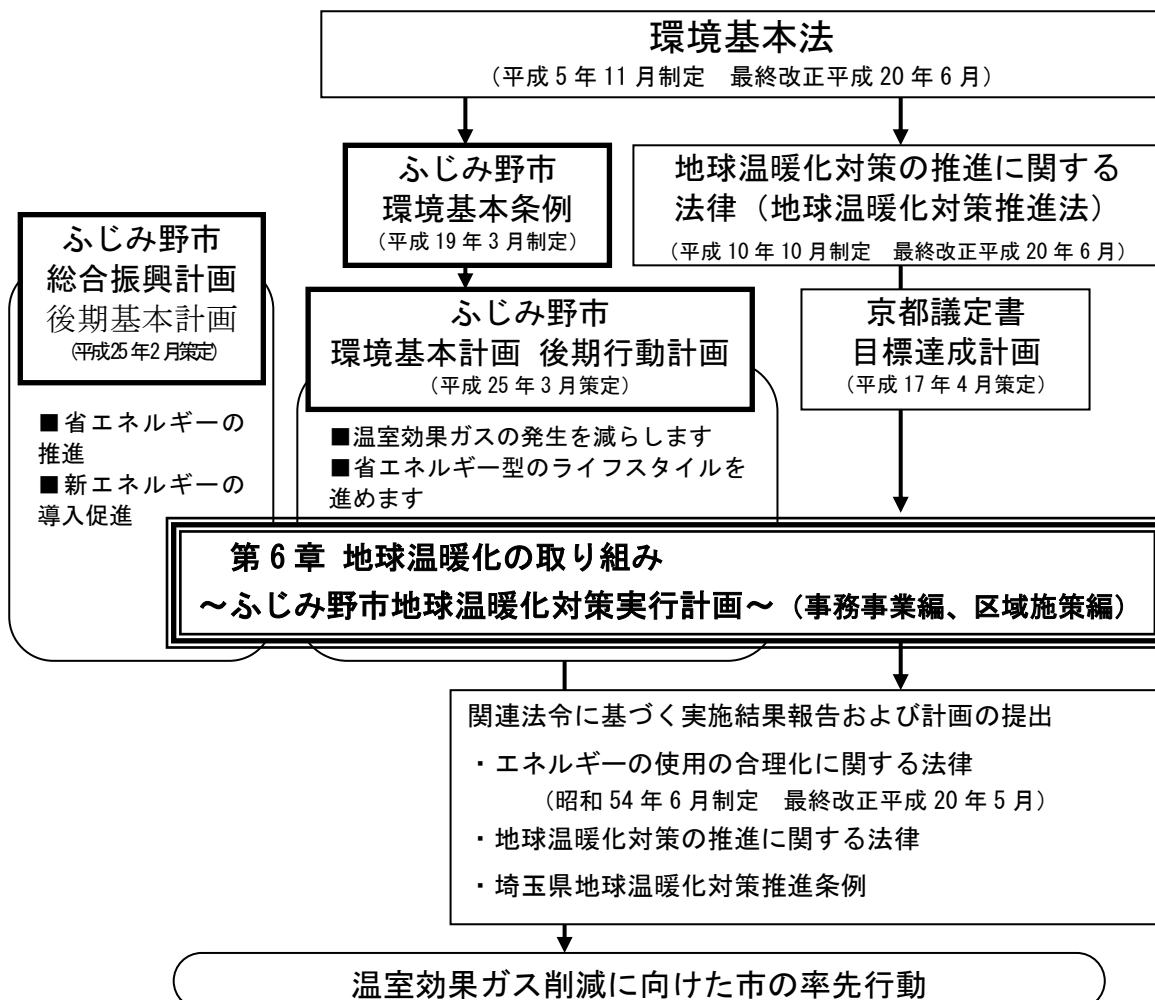
①計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律の第20条第2項に基づき、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と排出抑制に関する目標を策定し、環境への負荷の軽減をもって、長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とし、また、地域における模範となる率先行動となるよう計画を策定しました。

②計画の位置づけ

「地球温暖化対策推進法」第20条の3において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、「ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画」と一体となっています。第6章が地球温暖化防止に関する事項を定めた「地球温暖化対策の取り組み ～ふじみ野市地球温暖化対策実行計画～」となっており、ふじみ野市が行う事務、事業全般を対象とした「事務事業編」と、市域における温室効果ガス排出抑制等に関する「区域施策編」の構成となっています。（図1-2-4）

図1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ



③計画の期間

本計画の事務事業編の基準年度を平成 22 (2010) 年度を基準年とし、平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 5 年間で期間とします。

また、区域施策編については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成 21 年 6 月、環境省）」により、基準年を平成 22 (2010) 年度、中期目標を平成 42 (2030) 年度、最終目標年を平成 62 (2050) 年度として設定し、実行計画を長期的な視野により策定します。

第一段階としては平成 29 (2017) 年度までの短期目標・施策を策定し、目標達成状況などを評価します。

※基準年について

本来であれば、平成 24 年度末に策定する計画の基準年としては、直近の平成 23 年度を基準年とするところですが、平成 23 年度は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、計画停電や節電等、全国的にエネルギーの使用抑制を実施したため、これまでの傾向と大きく乖離する特異な年であることから、前年度の平成 22 年度を基準年としました。

④計画の対象物質

地球温暖化対策推進法では下記の 6 物質が対象となっていますが、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については該当がないため、対象外とし、本計画において対象とする温室効果ガスは、以下のとおりとします。(表 1-2-1)

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。(環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく)

表 1-2-1 対象物質

温室効果ガス	地球温暖化係数*	主な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用 (火力発電所によるもの) など	○	○
メタン (CH ₄)	21	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など	○	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	化石燃料の燃焼、工業プロセス など	○	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	140～11,700	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など	○	△ (一部)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	6,500～9,200	半導体製造時等における漏えい など	×	×
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900	半導体製造や電気の絶縁体 など	×	×

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものと

⑤計画の範囲

範囲は、ふじみ野市が行う事務、事業全般とし、対象施設は、庁舎、公民館、コミュニティセンター、福祉施設、市立小中学校、水道施設、一般廃棄物処理施設などの指定管理の施設を含む公共施設を対象とします。

⑥基準年（平成 22 年度）の現状値

基準年である平成 22 年度の温室効果ガス総排出量は 21,569 t-CO₂ です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 96.62%となっており、排出量の大部分を占めています。（二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。）

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボン、カーエアコンに代替フロンとして使用されている場合に発生するものです。

表 1-2-2 対象物質

物質名	温室効果ガス 排出量(Kg) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量(Kg-CO ₂) (C)=(A)×(B)	構成比
二酸化炭素(CO ₂)	20,840,047	1	20,840,047	96.62%
メタン(CH ₄)	902	21	18,947	0.09%
一酸化二窒素(N ₂ O)	2,286	310	708,529	3.28%
ハイドロフルオロカーボン	0.93	1,300	1,209	0.01%
総排出量	-	-	21,568,733	100.00%

⑦目標値

平成 29 年度の温室効果ガスの排出量を基準年（平成 22 年度）に比べ 5 %削減することを目標としています。

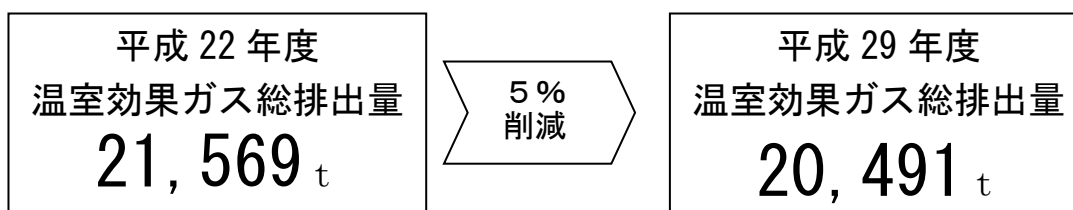


表 1-2-3 各項目別目標値

○温室効果ガス影響項目

項目	単位	基準年 (平成22年) 使用量実績値(A)	目標年 (平成29年) 使用量目標値(B)	削減率 (%)	削減量 (B)-(A)	基準年度比 温室効果 ガス削減量 (kg-CO ₂)
電気使用量	kwh	18,897,357	17,952,489	5	△ 944,868	△354,325
燃料使用量(ガソリン)	L	52,137	49,530	5	△ 2,607	△6,053
燃料使用量(都市ガス)	m ³	593,672	563,988	5	△ 29,684	△64,117
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	39,526	37,550	5	△ 1,976	△34,777
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	4,241	4,029	5	△ 212	△586,303

○平成 25 年度の主な項目比較

項目	単位	基準年(平成22年) 実績値 (A)	平成25年度 実績値 (B)	増減量 (B)-(A)	基準年比 増減率(%) {(B)÷(A)-1} ×100
電気使用量	kwh	18,897,357	17,062,114	△ 1,835,243	△ 9.7
燃料使用量(ガソリン)	L	52,137	50,743	△ 1,395	△ 2.7
燃料使用量(都市ガス)	m ³	593,672	495,394	△ 98,278	△ 16.6
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	39,526	40,587	1,061	2.7
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	4,241	4,734	493	11.6

(ウ)ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

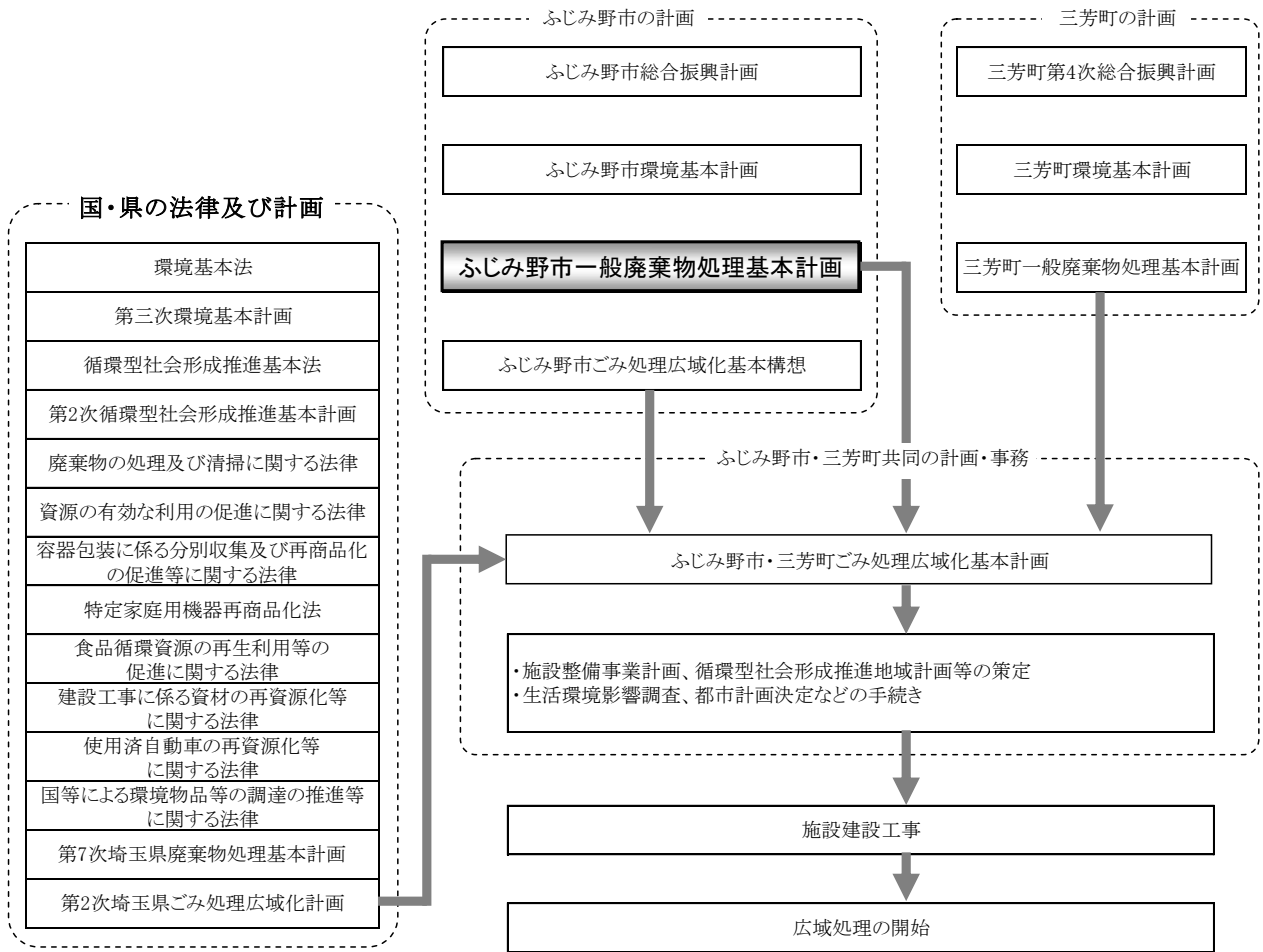
①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

②計画の位置づけ

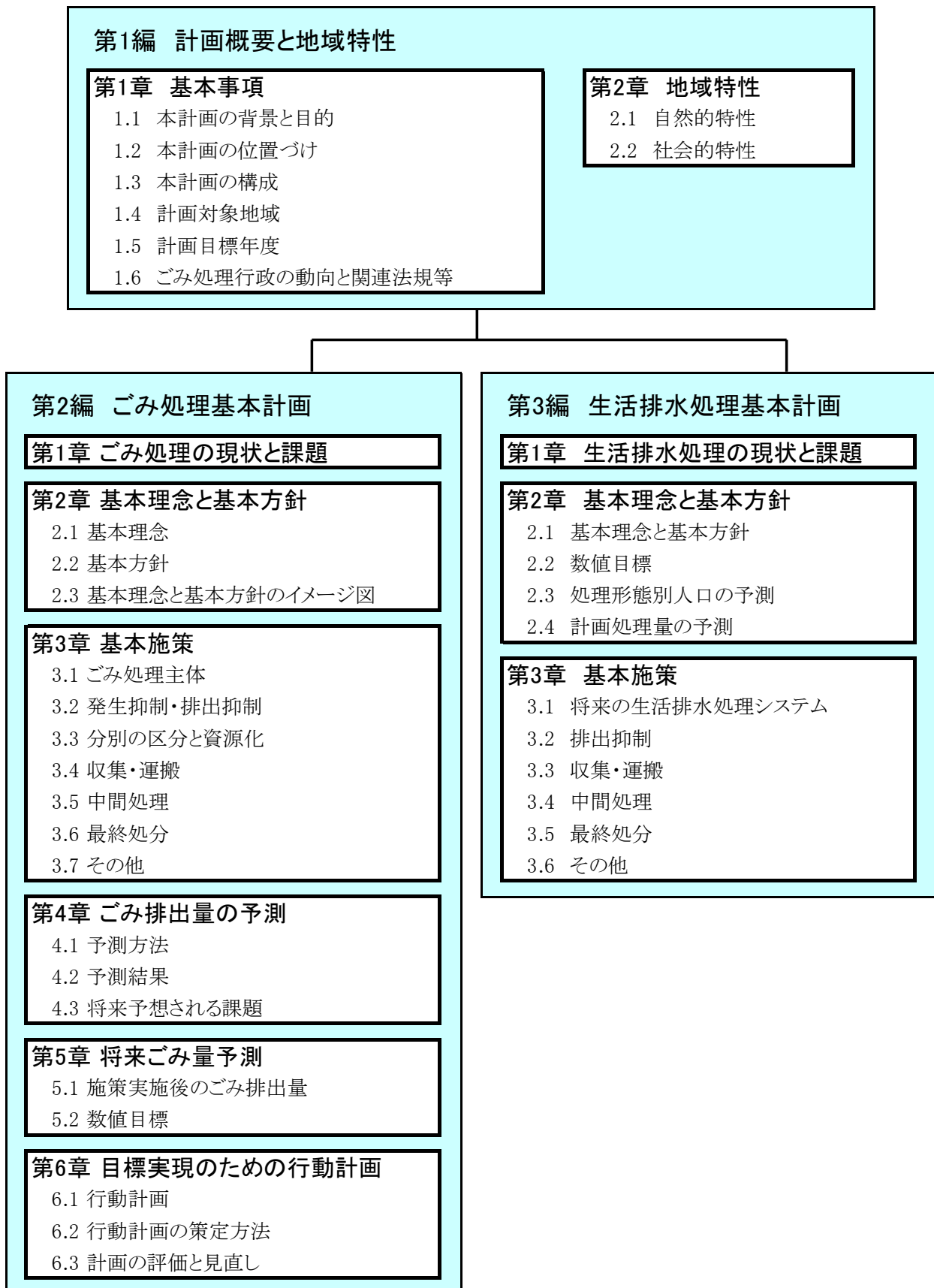
本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や地域計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

図 1-2-5 計画の位置づけ



③計画の構成

図 1-2-6 計画の構成



④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、現在、広域処理を行っている三芳町や他市町村、関係機関等との連携・協力を図ることとします。

⑤計画の期間

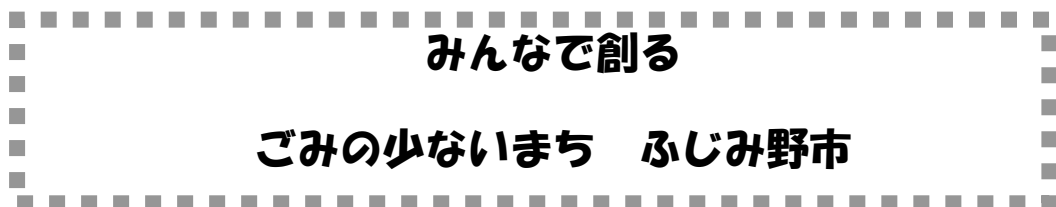
本計画では、平成 24 年度を初年度とし、5 年後の平成 28 年度を中間目標年度、10 年後の平成 33 年度を計画目標年度とします。なお、社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

図 1-2-7 計画の期間

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
内容	計画				中間目標年度					計画目標年度
	初年度									

⑥計画の基本理念

市のごみ処理は、地球環境の保全及び物質循環の観点から、ごみの発生抑制“Reduce（リデュース）”、再使用“Reuse（リユース）”、再生利用“Recycle（リサイクル）”の「3R」を推進していきます。その中で市、市民、事業者の三者が協働して『みんなで創る ごみの少ないまち ふじみ野市』を目指します。



⑦計画の基本方針

(1)市・市民・事業者が協働して、3Rを推進

市・市民・事業者の三者が協働して、「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進しながら、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進めます。

(2) ごみの分別と資源化の仕組みづくり

全市民、全事業者が参加・協力できる、分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築します。

(3) 循環型社会に適したごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

(4) 生物多様性に配慮した循環型社会をつくるための意識と行動づくり

私たちの生活は、生物からの恩恵を受けています。環境の汚染や地球温暖化等によって、野鳥や魚等の種類も年々減少しています。したがって、生物多様性に配慮した循環型社会をつくるため、身近な意識と行動づくりを目指します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

① 環境係

- (1) 環境保全対策の計画及び調査に関すること。
- (2) 環境保全思想の啓発及び普及に関すること。
- (3) 省エネルギー及び省資源に関すること。
- (4) 入間東部地区衛生組合との連絡調整に関すること。
- (5) 環境対策研究会に関すること。
- (6) 自然保護に関すること。
- (7) 鳥獣の保護、捕獲、飼養及びヤマドリの販売許可に関すること。
- (8) 生活環境保全に関すること。
- (9) 環境測定に関すること。
- (10) 浄化槽の設置の届出に関すること。
- (11) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- (12) 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。
- (13) 墓地等の設置に関すること。
- (14) 空き地の環境保全に関すること。
- (15) 化製場の設置及び動物の飼養・収容許可に関すること。
- (16) アイドリング・ストップの勧告等に関すること。
- (17) 市民葬祭に関すること。
- (18) 部内、課内の庶務に関すること。

② 廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の作成に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物の分別、収集運搬及び処理処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。

- (5) 廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) 廃棄物対策研究会に関すること。
- (7) 清掃センターとの連絡調整に関すること。

③上福岡清掃センター

- (1) 施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料の徴収に関すること。

(イ)所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県入間東部地区環境事務研究会	・富士見市、ふじみ野市、三芳町	・ 2市1町の環境行政の情報交流と共通する環境課題・問題について調査・研究を行い環境行政の推進を図る。 ・ 研修会の開催。
埼玉県西部地区環境事務研究会	・川越市、東松山市、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、小川町、越生町、毛呂山町、鳩山町、嵐山町、東秩父村（埼玉県西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所）	・ 広域的な環境行政の問題・課題や市町村で起きている環境問題の事例を研究・研修し、環境行政に関する職員の資質向上や情報交流を図る。 ・ 総会、研修会（年2回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県環境事務研究会連合会	・埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央5地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 ・ 県内全市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・ 県内の環境行政の問題・課題について研究・研修を行い、環境行政に関する職員の資質向上、情報交流を図る。 ・ 総会、研修会（年1回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 （11団体）	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市	・ 地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・ 総会、事務研究会（年1回）、研修会（年1回）
埼玉県清掃行政研究協議会第4ブロック （24団体）	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・ 総会、研修会

(4)環境審議会等

①環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条 ふじみ野市環境基本条例（平成19年3月22日条例第2号）第29条
役割	1) 環境基本計画に関する事項 2) 環境の保全に関する基本的な事項 について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べるができる。
組織	20人以内で組織
委員構成及び 委嘱状況 【平成25年度】	任 期 (H25.9.27～H27.9.26) ・学識経験者 2名 ・町会・自治会連合会役員 2名 ・商工会代表 1名 ・農業委員会代表 1名 ・市内事業所代表 2名 ・埼玉県西部環境管理事務所 1名 ・ふじみ野市校長会代表 1名 ・市内環境団体代表 3名 ・公募市民 2名 計 15名
諮問等審議内容 【平成25年度】	平成25年9月27日 第1回会議 (1) 正副会長の選出 (2) ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画について 平成26年2月5日 第2回会議 (1) ふじみ野市の環境行政「平成25年度版 環境年次報告書」について

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例第 1 条で設置を規定。
役割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組織	15 人以内で組織
委嘱状況 【平成 25 年度】	委嘱無し
審議内容 【平成 25 年度】	審議無し

② 一般廃棄物処理基本計画市民検討会議

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議の設置を規定。
役割	1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行うこと。 2) 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行うこと。
組織	11 人以内で組織
委嘱状況 【平成 25 年度】	任期（H25. 2. 20～H27. 2. 19） ・市民を代表する者 8 名 ・市内商工会加入の商工業者 2 名 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 名 計 11 名
審議内容 【平成 25 年度】	平成 25 年 5 月 16 日 ・平成 24 年度ごみ量と生ごみ処理容器の促進について 平成 25 年 10 月 23 日 ・検討会議の委員会への移行について ・ベランダ de キューロの導入について 平成 25 年 11 月 20 日 ・ベランダ de キューロ導入の提言について 平成 25 年 12 月 17 日 ・ベランダ de キューロについて

2 計画の進行管理

2 計画の進行管理

(1)環境基本計画 後期行動計画

環境基本計画 後期行動計画は、ふじみ野市の豊かな自然環境と都市環境が調和する良好な環境を将来に引き継ぎ、また、地球環境保全などの新たな環境課題に対し、市、市民、事業者が共通の目標により推進するために策定されました。

基本計画は、施策の方向性である5つの「施策の柱」を定め、それぞれの柱ごとに、基本的な考え方と施策の展開方法を示し、その方向性にそって各主体が取り組む行動計画を位置づけ、より実効性あるものとするために環境指標を設定しています。

この指標は平成23年度を基準年とし、平成29年度を目標年度として53の指標を定め取り組んでいます。

①平成25年度 環境基本計画 後期行動計画の進捗状況

平成25年3月に策定した環境基本計画 後期行動計画の53の指標について、計画期間（5か年）の初年度として、平成25年度の達成状況を見ると、目標を達成できた指標は27項目となり、約5割が目標を達成しています。また、目標を達成できていない未達成指標が26項目となっています。

目標達成できなかった指標の傾向としては、目標とした数値が、例えば、参加人員など開催年度毎の変動により、前年までは、達成できていたものが翌年度では数値を若干下回るなど時点的に捉えた変動によるものとなっています。また、新たな制度や仕組みづくりを指標としたものについては、現在のところ検討段階にあり、今後、環境活動を担っている皆さんの意見を聴取するなど、引き続き、平成29年度までの達成を目指し、継続して進行管理を行っていきます。

◎行動計画の指標

番号	施策	指標項目名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成25年度)	備考
1	1-1-(1) 地域と協働の 体制づくり	環境活動団体・市民・事業者による情報交換や交流が図れる体制づくりの推進	—	体制の定着	—	各事業の実施過程において、実行委員や関係団体の意向など段階的な研究
2		環境活動団体・市民・事業者交流会の開催	1回	1回	—	
3	1-1-(2) 参加しやすい協働事業づくり	(仮称)「提案型 環境協働事業推進制度」の創設	—	1回	環境協働事業補助金制度の創設	4団体により事業実施
4	1-2-(1) 環境情報の提供	年次報告書の発行・市HPへの掲載	毎年実施	毎年実施	毎年実施	年次報告書の発行、市HPへの掲載
5	1-2-(2) 環境調査の充実	環境調査の実施	継続実施	継続実施	継続実施	3調査を継続実施 ・大気、水質、騒音・振動・交通量調査 ・ダイオキシン類濃度測定 ・自動車交通騒音面的評価

番号	施策	指標項目名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成25年度)	備考
6	2-1-(1) 環境市民の発掘・育成と体制づくり	県主催の「彩の国環境大学」などを活用した、環境市民の発掘及び育成の仕組みづくりの推進	—	30人	—	
7		地域クリーン推進員研修会	2回	2回	2回(148人)	
8	2-1-(2) 環境意識の向上	環境情報掲載(市報・HP)	毎年掲載	毎年掲載	27回	
9		地球環境に関する講座などの開催	1回	1回	未実施	・テーマを環境分野に限定して講座を設定する事は難しい。
10		環境フェア参加団体	18団体	20団体	21団体	
11	2-2-(1) 各世代や地域、家庭に合わせた環境教育・環境学習の推進	環境フェア参加者	1,500人	1,500人	1,800人	
12		子どもエコクラブ登録	0	7校	2団体	・西原小学校エコクラブ ・ふじみ野市子どもエコクラブ
13		小中学校と各地域などの協働による環境フェア	—	1回	1回	段階的ではあるが小中学生などと連携した環境フェアとして実施している
14	2-2-(2) 生涯学習の場における環境教育・環境学習の推進	環境関連の講座などの開催	3回	3回	3回	・カブトムシ講座(中公) ・地域学習講座(歴民) ①講座「土の下の生き物観察」、講師 伊藤雅道氏(駿河台大学教授)実施日 7月28日(日)参加55人 ②講座「天体望遠鏡で冬の夜空をのぞいてみよう」、講師 川越天文同好会実施日 1月11日(土)参加97人 ・カブトムシ講座を開催したが異常気象や対象とする小学生の興味関心に左右された。(大井中央公民館) ・毎年、環境分野をテーマに講座を開催する事は難しい。 ・星の観察会の講師を埼玉県生涯学習ボランティア(川越天文同好会)に依頼して実施しているが人気講師のため日程調整に課題がある。
15		地域環境美化自主活動	79回	80回	107回	
16	3-1-(1) 清潔で憩いのあるまちづくり	タバコのポイ捨てなどの防止キャンペーン	適宜実施	適宜実施	適宜実施	2回(5月、11月) 参加団体数:15(商工会・町内会・たばこ協議会・青年会議所・文京学院大学等) ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例(平成23年度施行)の周知・啓発及びマナー向上を呼びかけるキャンペーンを実施しているが、キャンペーンが不要となるようなポイ捨てが日常的にないような環境づくりを目指す。
17		犬の飼い方マナー教室	1回	1回	1回	
18		公園愛護会の支援	47団体	47団体	46団体	高齢化により、活動方法等検討が必要。
19		道路サポート活動の支援	19団体	21団体	20団体	・ロードサポート15団体(県) ・道路サポート5団体(市) ・各団体がボランティアで実施。参加者の高齢化や参加人数の減少傾向にあり、見直し等支援が必要。
20		花いっぱい運動推進委員会の支援	65団体	78団体	44団体	・参加団体の減少傾向にある。
21	3-2-(1) 公共施設などの安全確保	透水性歩道の整備、維持管理	34km	34km	34km	計画的な整備

番号	施策	指標項目名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成25年度)	備考
22	3-2-(2) 安心・安全に住 みあえるまちづ くり	自主防犯団体の組織率（町会、自治会）	92.6%(50/54団体)	100%(54/54団体)	92.6%(50/54団体)	5人以上で年間12回以上パトロール活動を行っている。
23		自主防災組織の組織率	74.1%(40/54団体)	100%(54/54団体)	100%(55/55団体)	町会・自治会未加入地区及び大型マンションなどの自主防災組織への対応が難しい。
24	3-3-(1) 安全で快適な 道路環境と交 通対策の推進	交通安全教室	1回(13校)	1回(13校)	年1回(小学校13校)	・中学校での開催の検討
25		LED街路灯	2.1%(143/6,694基)	12.4%(863/6,934基)	7.2%(568/7934基) 【新基13基 交換110基】	・LEDの耐用年数が実績として無いため、今後検証を続ける必要がある。
26	3-4-(1) 大気環境対策 の推進	庁用車の低公害車導入率	8.1% (9/110台)	8.7% (9/103台)	8.4%(9台/107台)	・全体の台数として削減を目指す。
27		市内自動車メーカーなどと連携したエコドライブ講習会	—	1回	未実施	・テーマを環境分野に限定して講座を設定する事は難しい。
28	3-4-(2) ヒートアイランド 化の抑制	公共施設における屋上緑化、緑のカーテン等の設置施設数	26施設	30施設	28施設	・第2庁舎、都市政策部庁舎、大井総合支所、出張所、上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館、上福岡歴史民俗資料館、福岡河岸記念館、市民交流プラザ、総合福祉センター、産業文化センター、旭ふれあいセンター、鶴岡コミュニティセンター・小・中学校 7/19校・保育所 7/9所 ・水やりの量などが難しい。
29		公共施設のエネルギー使用量（電気使用量）	18,897,357 kwh	17,952,489kwh	17,062,114kwh	・公共施設の統合などにより減少傾向。
30	4-1-(1) 地球温暖化防 止対策の推進	公共施設の温室効果ガス発生量	21,569t-CO2	20,491t-CO2	22,074t-CO2	ごみ焼却量の増による。
31		公共施設の太陽光発電等自然エネルギーの利用件数	2施設	4施設	2施設	・大井総合支所 ・東台小学校
32		再生可能エネルギー補助金制度の検討	—	実施	—	国のエネルギー政策などが補助から、固定価格買取制度などへ移行しており、補助制度については検討を要する。
33	4-1-(3) 有害な化学物 質の対策	年次報告書	毎年実施	毎年実施	毎年実施	
34	4-2-(1) 廃棄物の抑制 (リデュース)と 減量化(リ フューズ)の推 進	レジ袋の発生抑制事業所数（エコストア協力店）	2店舗	2店舗	2店舗	・にっこりポピー ・イオン大井店
35		廃棄物排出量	854.87g/日(家庭系26,288t、事業系7,330t)	801.92g/日(家庭系27,995t、事業系6,602t)	836.19g/日(家庭系26,111t、事業系7,499t)	1人あたりの排出量については減量化の進展が見られる
36		最終処分量	1,616t	438t	1,424t	
37		コンポスト助成	7基	15基	5基	

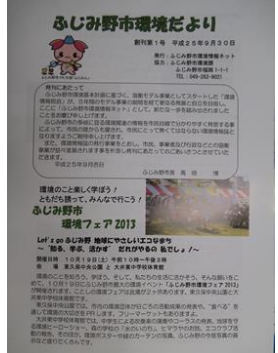

番号	施策	指標項目名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	実績値 (平成25年度)	備考
38	4-2-(2) 再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進	焼却ごみ量	190.37kg/年・人 (27,856t/年)	176.00kg/年・人 (28,071t/年)	186.24kg/年・人 (27,640t/年)	※備考 人口はふじみ野市翌年1/1付け及び三芳町12月末 ごみ量はふじみ野市按分
39		資源化率	31.30%	35.80%	31.10%	
40		集団資源回収	1,040t	1,269t	970t	
41		リサイクルプラザの建設	計画策定	平成28年までに設置	工事進捗25%	
42	4-2-(3) 廃棄物の適正処理	美化パトロール	72回(月6回)	48回(月4回)	59回(月5日)	
43		不法投棄ごみ対策(回収量の削減)	6,240kg	3,120kg	4,020kg	
44	5-1-(1) 緑の保全	緑地保護地区面積	157,050㎡(H24年度148,885.4㎡)	148,885.4㎡	141,961.40㎡	土地所有者の変更などにより、減少傾向にある。
45	5-1-(2) 緑の再生・創出	緑地面積	57,184.76㎡	57,184.76㎡(現状維持)	52,549.76㎡	同上
46		緑に関する講座や実践講習	1回	1回	2回	多くの市民が緑のカーテンづくりに参加し、身近な環境対策について学べる講座等充実。
47	5-2-(1) 水辺環境の保全・再生	新河岸川の協働による美化活動	2回	2回	2回	
48	5-2-(2) 新河岸川などの水質改善	年次報告書	毎年実施	毎年実施	毎年実施	
49	5-3-(1) 地域の歴史と自然景観の保護活用	環境と歴史、文化財に関する講座	1回(31人)	2回(60人)	1回(1,022人)	「昔の暮らし」についての展示などを、小学校3年生の授業の中で取りあげている。
50	5-4-(1) 生態系の保全・再生	新河岸川旧河川敷ビオトープ箇所数(及びビオトープによる研究)	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	
51	5-4-(2) 環境に配慮した農地の保全	みどりの学校ファームによる自然体験	19校	19校	19校	
52		市民農園の設置	2園	6園	4園	
53		地元農産物の販売による地産地消	6回	16回	18回	

②協働の仕組みづくりの進捗状況

前期行動計画からの協働モデル事業については、次の協働事業を重点的に推進するため、また、施策の柱1で位置づけられている大項目の「協働の仕組みづくり」を構築するため、「協働事業補助金制度」を創設し以下のとおり協働事業を実施しました。

- (1) 環境情報ネット・・・「ふじみ野市環境情報誌の発行事業」
- (2) 花とみどり部会・・・「緑のカーテン事業&コミュニティ・ガーデン事業」
- (3) 環境緑化をすすめる会・・・「遊休農地の緑化事業」
- (4) 文京学院大学 環境教育研究センター・・・「地球温暖化防止啓発活動(自転車を使って、イルミネーション)」

(1) 環境情報ネット

1 提案事業名	ふじみ野市環境情報誌の発行业	
2 事業の目的と事業内容等	<p>ふじみ野市の市民、事業者及び、教育機関などと連携して、多種にわたる幅の広い環境分野の情報を市民の皆様に提供できるよう「環境情報誌」を発行しています。また、情報誌自体や取材、編集活動を通し、市民の環境意識の向上を図り、自ら行動できる環境市民の育成までを意識して活動をしています。</p> <p>情報誌としては、A4版の8頁で構成しており、平成25年度は全2号を発行しました。写真やイラストを駆使し、市民感覚でわかりやすく、皆様から親しまれる「環境情報誌」を目指し、今後も継続して発行していきます。</p> <p>発行までには、約2～3か月の期間に編集会議を数回実施しています。編集会議では、取り上げるテーマや記事などを決め、取材対象、担当編集員の割り振りなどを行い、次の編集会議に原稿を持ち寄り、編集作業を行います。スタッフで協力、分担し、編集員が負担にならない範囲で発行できるよう活動をしています。</p>	
3 事業の期間	平成25年7月31日～平成26年2月28日 (環境情報誌、第1号及び第2号の発行)	
4 事業実施状況	(事業実施内容、参加人数等)	
第1号 平成25年9月30日発行	<p>5月7日 情報誌発行会議等</p> <p>6月5日 " "</p> <p> 18日 " "</p> <p>7月5日 " "</p> <p> 23日 取材(三谷製作所)</p> <p>8月12日 情報誌編集会議等</p> <p>9月3日 " "</p> <p>10月4日 情報誌発行会議及び編集会議等</p>	
第2号 平成26年2月20日発行	<p>11月6日 情報誌編集会議等</p> <p> 27日 取材(市道路課)</p> <p>12月5日 情報誌発行会議及び編集会議等</p> <p> 13日 取材(新日本無線)</p> <p>1月16日 情報誌編集会議等</p> <p>2月18日 " "</p>	

(2) 花とみどり部会

1 提案事業名	緑のカーテン事業&コミュニティ・ガーデン事業
2 事業の目的と事業内容	エネルギー問題、自然環境問題 (CO2) などに広く意識を持って、行動して頂くため、「緑のカーテン」用、苗の無料配布 (種より育てる) や「緑のカーテン」育成講座を実施しています。また、環境フェアにおいて緑のカーテン・コンテスト用写真を応募して頂き、市長賞等を贈呈しています。
3 事業の期間	平成25年4月～平成26年3月
4 事業実施状況	
(年 月 日)	(事業実施内容、参加人数等)
平成25年3月20日	*種蒔き (発芽、育成期間3月20～5月6日)
平成25年5月6日	緑のカーテン苗無料配布事業 (900株配付) (午前) 大井中央公民館 約120名参加 (午後) ココネ広場 約180名参加
平成25年5月16～9月30日	市役所第2庁舎に「緑のカーテン」設置、栽培
平成25年5月11日	上福岡公民館との協働事業「緑のカーテン」育成講座 30名参加
平成25年10月19日	「緑のカーテン」コンテスト 22名参加 5名表彰
平成25年6月8日	コミュニティ・ガーデン事業 30名参加 *公民館と協働で講座を開催、昨年より花による「まちづくり」を目的に、埼玉県花と緑の環境センターより講師 を招き実施している。



(3) 環境緑化をすすめる会

1 提案事業名	遊休農地の緑化事業
2 事業の目的と事業内容	市内の遊休農地を活用した緑の再生と自然体験の場をつくり、遊休農地に麦とコスモスを交互に育て、周辺住民にコスモスの花で楽しんでいただく事業です。
3 事業の期間	年間
4 事業実施状況	
(年 月 日) 平成 25 年	(事業実施内容、参加人数等)
7 月 14 日	耕耘作業
7 月 15 日	コスモスの種まき、清掃、草刈り作業
12 月 20 日	耕耘作業
12 月 21 日	麦の種まき、清掃、草刈り作業



(4) 文京学院大学環境教育研究センター

1 提案事業名	地球温暖化防止啓発活動 「自転車を使って、イルミネーション」
2 事業の目的と事業内容	<p>ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画の施策の柱 4 (4-1- (1)) の「地球温暖化防止対策の推進」及び第 6 章の「地球温暖化対策の取り組み」を推進するため、エネルギーを生み出すために要する労力を可視化し、市民にエネルギーの大切さを周知するとともに節電意識の向上を図ります。</p> <p>事業内容としては、ココネ広場で、地球をイメージした球体に LED チューブを巻き付け、電気を自力で発電し、LED ライトを点灯させ、自転車を活用した、自家発電装置によりイルミネーションを点灯させることで電気の大切さを知ってもらいます。</p>

3 事業の期間	平成 25 年 12 月 21 日（冬至の日）
4 事業実施状況 （平成 25 年 12 月 21 日）	<p>（事業実施内容、参加人数等）</p> <p>ココネ広場で自転車を使った自家発電装置を 2 台設置し、LED ライトを並べて「I LOVE」の文字をつくり、また、地球をイメージした球体に LED チューブを巻きつけ発電事業を実施した。自転車発電を体験してもらった方には、廃油と紙コップで作ったエコキャンドルを配付し、また、事業を観覧頂いた方などを含め約 150 人の市民の方に、節電と地球環境に対する意識調査を兼ねた啓発活動として模造紙にポストイットで感想、ご意見を掲示し、まとめることができました。</p>



3 生活環境の保全

3 生活環境の保全

3-1 大気環境

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。大気汚染の発生源としては、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の汚染物質より大気が汚染されることをいいます。

この対策として、「大気汚染防止法」の制定（昭和 43 年）や大気環境基準の設定（昭和 44 年より）により大気汚染物質の排出を規制した結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、大都市への自動車の集中、増加等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道環境」の調査を実施しています。

図 3-1-1 に調査地点を示しました。

表 3-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内7地点（図3-1-1）を設定し、年4回（表3-1-2）二酸化窒素等について調査を行っています。

一般環境大気調査では、公定法による測定ではないため、直接環境基準と比較することはできませんが、二酸化窒素濃度は「0.011ppm～0.020ppm」となっており、環境基準を下回る結果となりました。

また、簡易測定器の調査と併せ、1地点（大井総合福祉センター）で自動計測器による調査も行っています。

自動計測器による調査結果でも二酸化窒素濃度の1日平均値は「0.008ppm～0.035ppm」、浮遊粒子状物質の1日平均値は「0.002mg/m³～0.044mg/m³」、1時間最大値は「0.088mg/m³」と環境基準を下回る結果となりました。

表3-1-4に簡易測定器による地点別調査結果を、表3-1-5に自動測定器による季節別調査結果については、埼玉県が設置している一般環境大気局の内、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータも併せて示しました。

表3-1-2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気 調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素 (NO ₂)	春期：平成25年6月19日(水)～6月25日(火) 夏期：平成25年8月2日(金)～8月8日(木) 秋期：平成25年11月22日(金)～11月28日(木) 冬期：平成26年2月12日(水)～2月18日(火)
	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	春期：平成25年6月19日(水)～6月25日(火) 夏期：平成25年8月2日(金)～8月8日(木) 秋期：平成25年11月22日(金)～11月28日(木) 冬期：平成26年2月12日(水)～2月18日(火)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内1地点（国道254号沿い鶴ヶ岡2丁目）を年2回（表3-1-3）二酸化窒素等について調査を行っています。

今回の調査では、二酸化窒素の1日平均値は「0.017ppm～0.023ppm」の範囲内で、浮遊粒子状物質の1日平均値は「0.007mg/m³～0.049mg/m³」、1時間最大値は「0.088mg/m³」の範囲となり、本調査の結果では全て環境基準を下回る結果となりました。

また表3-1-6に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局の内、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表 3-1-3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	夏期：平成 25 年 8 月 6 日 (水)～8 月 8 日 (金) 秋期：平成 25 年 11 月 26 日 (火)～11 月 28 日 (木)

図 3-1-1 調査地点図

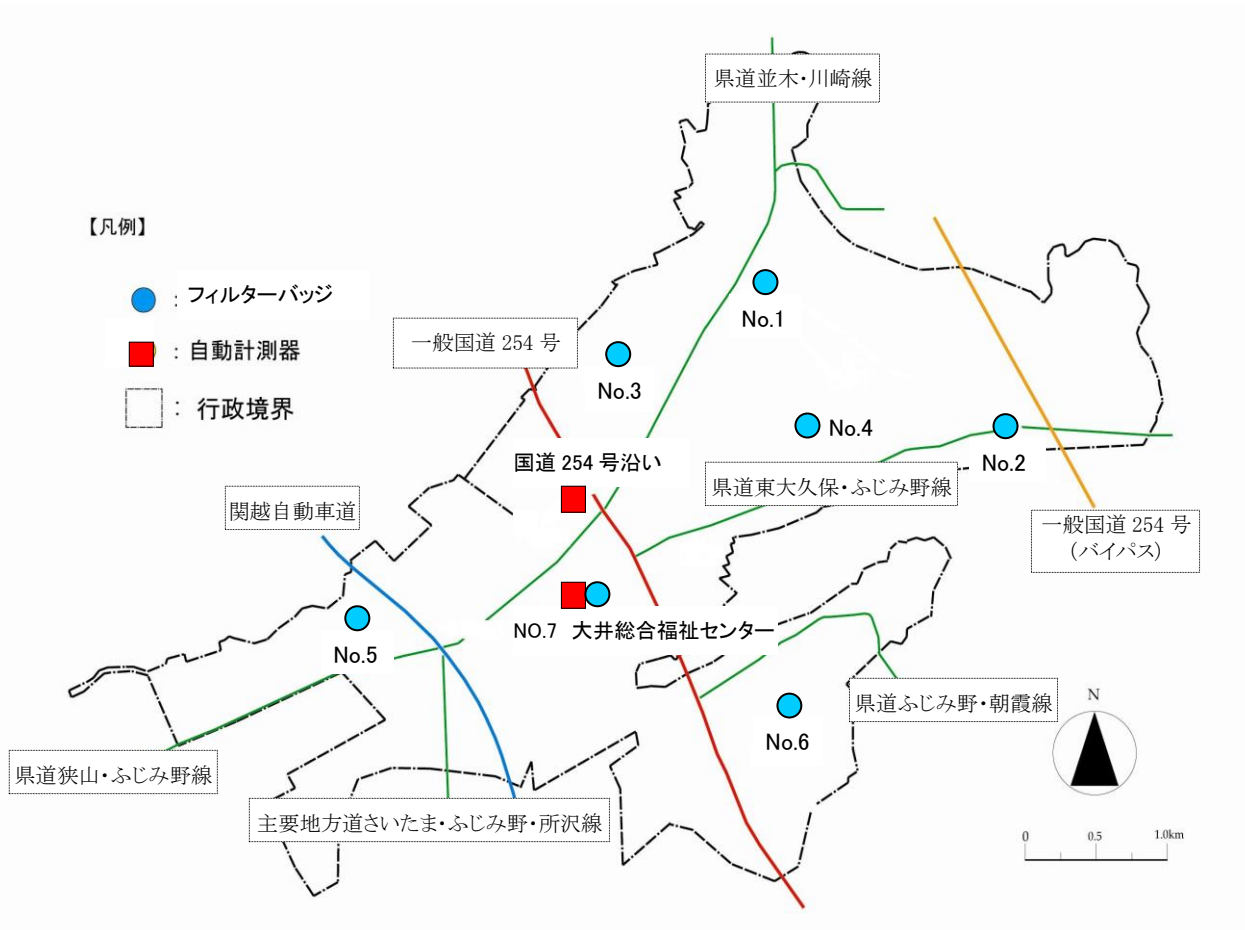


表 3-1-4 地点別調査結果 (一般環境大気調査)

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No.1	ふじみ野市役所	0.016	0.021	0.013
No.2	さぎの森小学校	0.017	0.023	0.012
No.3	西中央公園	0.015	0.022	0.011
No.4	駒西小学校	0.016	0.025	0.011
No.5	三角小学校	0.015	0.020	0.013
No.6	東原小学校	0.015	0.022	0.011
No.7	大井総合福祉センター	0.017	0.023	0.012

表 3-1-5 季節別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点	春期		夏期		秋期		冬期	
	期間	(参考)	期間	(参考)	期間	(参考)	期間	(参考)
	平均値	富士見局	平均値	富士見局	平均値	富士見局	平均値	富士見局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.015	0.014	0.012	0.009	0.021	0.014	0.013	0.015
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.022	0.023	0.022	0.025	0.023	0.019	0.010	0.011

表 3-1-6 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点	夏期		秋期	
	期間	(参考)	期間	(参考)
	平均値	川越市 仙波局	平均値	川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.017	0.028	0.022	0.021
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.032	0.032	0.011	0.013

(3)光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントが発生します。発生時には、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南部西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線を使用して市民に注意を呼びかけています。

平成 25 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は、前年度より 6 日多い 9 日でした。また、前年に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 3-1-7 に月別注意報発令日数を示しました。

表 3-1-7 月別注意報発令日数

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成20年度	0	1	1	5	1	0	8	18
平成21年度	0	2	2	1	1	0	6	14
平成22年度	0	1	0	5	5	3	14	25
平成23年度	0	0	3	2	3	1	9	17
平成24年度	1	0	0	2	0	0	3	7
平成25年度	0	0	0	4	5	0	9	13

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警 報：光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

※光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために、

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意しましょう

(4) 石綿 (アスベスト)

建物の、解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。0.1%以上石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県の各環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。また、石綿含有建材を使用している建物の解体作業等については、「大気汚染防止法」により調査、届出等が義務づけられています。

(5) ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気を 3 地点で年 2 回、土壌は 4 地点で年 1 回、調査を実施しました。

平成 25 年度の調査結果については、表 3-1-9 大気、土壌調査結果のとおり、全ての地点で環境基準を下回っていました。

また、各年度実施しているダイオキシン類状況の調査結果について経年変化をみるために年平均値を捉え、大気調査結果については、表 3-1-10、土壌調査結果については、表 3-1-11 に示しました。

表 3-1-8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 3-1-9 大気、土壌調査結果

調査地点	大 気 (pg-TEQ/m ³)			土 壤 (pg-TEQ/g)
	平成 25 年 8 月	平成 26 年 2 月	平均値	平成 26 年 2 月
ふじみ野市役所	0.048	0.025	0.037	-
ふじみ野市運動公園	0.035	0.037	0.036	-
上野台小学校	-	-	-	5.9
西小学校	-	-	-	1.0
大井東中学校	-	-	-	0.16
大井総合体育館テニスコ ート駐車場	-	-	-	7.4

表 3-1-10 大気調査経年変化 (年平均値)

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ふじみ野市役所	0.043	0.082	0.071	0.066	0.037	0.037
ふじみ野市運動公園	0.046	0.062	0.064	0.049	0.035	0.036
東原小学校	0.037	-	-	-	-	-
大井総合体育館	0.091	0.088	0.073	0.080	0.072	-

表3-1-1-1 土壌調査経年変化（年平均値）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
東原小学校	—	—	—	—	—	—
三角小学校	—	—	—	1.3	—	—
大井総合体育館	40	82	—	—	—	7.4
西小学校	—	—	—	1.4	—	1.0
駒西小学校	—	—	—	—	—	—
福岡小学校	—	—	—	—	—	—
ふじみ野市運動公園	24	14	—	—	—	—
葦原中学校	0.18	—	—	—	0.35	—
上野台小学校	4.6	—	—	—	—	5.9
亀久保小学校	3.0	—	—	—	—	—
西原小学校	2.3	—	—	—	1.9	—
大井小学校	—	2.1	—	—	—	—
鶴ヶ丘小学校	—	12	—	—	—	—
元福小学校	—	—	2.0	—	—	—
さぎの森小学校	—	—	0.18	—	—	—
福岡中学校	—	—	2.3	—	—	—
大井中学校	—	—	0.32	—	—	—
大井西中学校	—	—	—	1.7	—	—
大井東中学校	—	—	—	0.57	—	0.16
東台小学校	—	—	—	1.7	0.20	—
花の木中学校	—	—	—	0.57	0.33	—
平均	12.3	27.5	1.2	1.2	0.70	3.6
最大	40	82	2.3	1.7	1.9	7.4
最小	0.18	2.1	0.18	0.57	0.2	0.16

3-2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

以前は、家庭や工場等からの排水が主な汚濁原因となっていました。公共下水道（汚水）の整備や水質汚濁防止法による規制等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しており、図 3-2-1 に調査地点を示しました。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)）

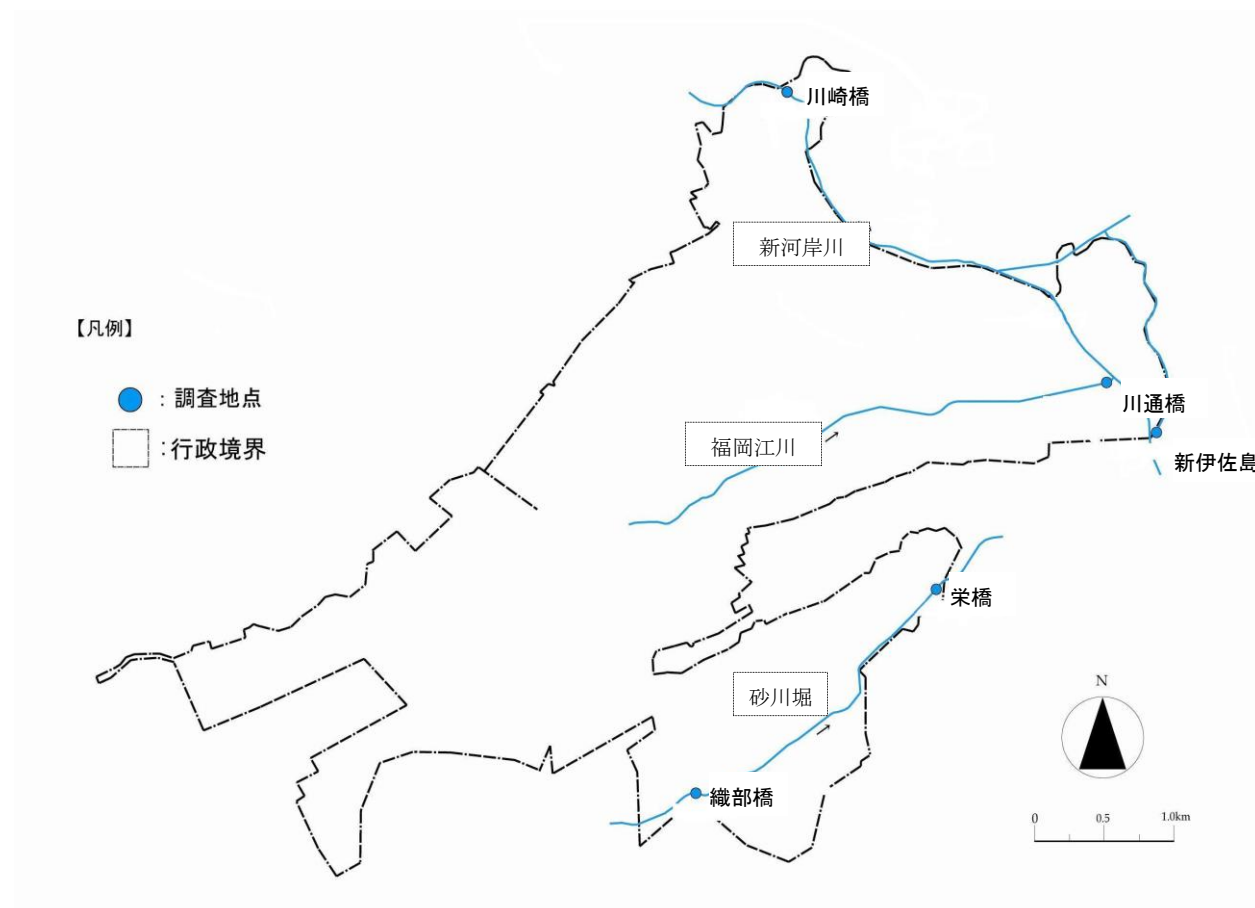
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/l 以上	—

(備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

表 3-2-2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

図 3-2-1 調査地点図



(1) 河川等水質調査

市内を流れる新河岸川、公共下水道福岡江川雨水幹線、公共下水道砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目は環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年4回調査をしています。また、新河岸川（新伊佐島橋）において年1回魚類調査をしています。

新河岸川は、環境基準のD類型に指定されていますが、福岡江川、砂川堀は公共下水道雨水幹線のため類型指定はありません。しかしながら福岡江川及び砂川堀についても下流域で新河岸川に流入していることから、参考にこのD類型を用いて各項目の基準値との比較を行っています。

平成25年度に実施した各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみるとBODの項目が砂川堀（織部橋）で6月を除く3回が環境基準のD類型に適合できませんでしたが、それ以外の調査地点・調査項目は年間を通じて適合していました。

砂川堀のBODが環境基準を超過した要因については、SS濃度が6月を除いて高かったこと、河床付着生物（細菌類）による有機性物質の影響、家庭排水の有機物、工場排水等が影響しているものと思われます。

更なる水質改善にあたっては、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検または、単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えなど水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、この砂川堀雨水幹線を管理している荒川右岸下水道事務所や流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

図3-2-2に地点別BOD経年変化グラフ（年度平均値）、表3-2-3に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

表3-2-4に調査項目及び調査結果を示しました。また、表3-2-5に魚類調査結果を示しました。

図3-2-2 地点別BOD経年変化グラフ（年度平均値）

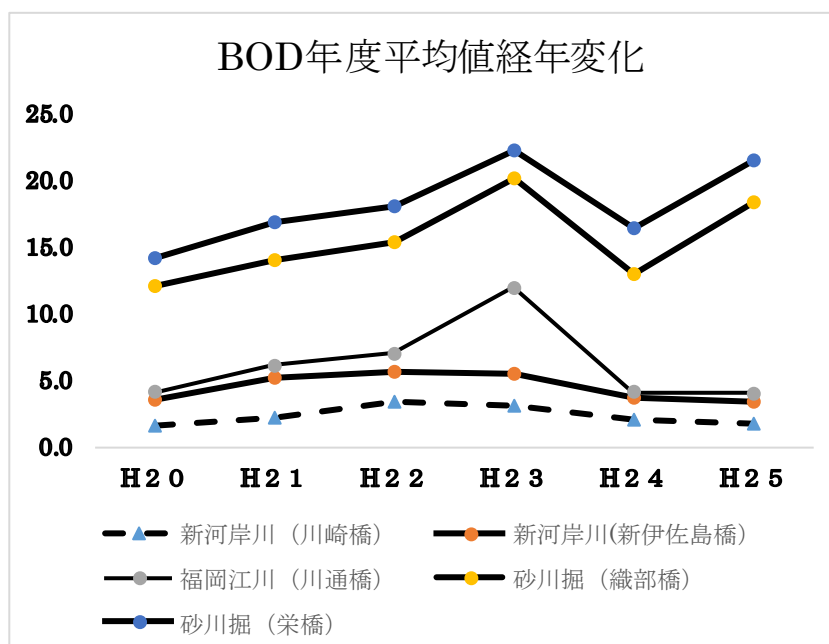


表 3-2-3 地点別調査結果及び環境基準等との比較（平成 25 年度調査結果）

調査地点		単 位	新河岸川		福岡江川	砂川堀		濃度範囲	環境基準値
			川 崎 橋	新 伊 佐 島 橋	川 通 橋	織 部 橋	栄 橋		
調査項目	水素イオン濃度(pH)	-	○	○	○	○	○	6.8~7.7	6.0~8.5
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/l	○	○	○	×	○	0.5~33.0	8 以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	○	○	○	○	○	1~22	100 以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	○	○	○	○	○	5.3~9.5	2 以上
	総水銀	mg/l	○	○	-	-	-	0.0005 未満	0.0005 以下
	トリクロロエチレン	mg/l	○	○	-	-	-	0.003 未満	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	○	○	-	-	-	0.002 以下	0.01 以下










表 3-2-4 調査項目及び調査結果

調査期日 調査地点 調査項目	平成 25 年 6 月 20 日					平成 25 年 8 月 7 日				
	新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀	
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋
水素イオン濃度(pH)	7.2	7.2	6.8	7.7	7.0	7.1	7.2	6.8	7.7	7.1
生物化学的酸素要求量(BOD)	2.3	2.1	1.0	5.3	2.1	1.4	1.3	0.5	9.2	3.0
大腸菌群数	240,000	46,000	79,000	4,900,000	79,000	43,000	130,000	7,900	1,300,000	34,000
浮遊物質量(SS)	21	17	1	3	2	17	9	< 1.0	17	7
溶存酸素量(DO)	6.1	8.5	8.1	5.9	6.7	6.0	5.8	8.3	5.3	7.9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
全窒素(T-N)	4.2	6.2	7.3	3.2	6.8	5.1	4.7	7.5	3.8	6.6
全リン(T-P)	0.22	0.18	0.074	0.84	0.45	0.15	0.13	0.034	0.61	0.27
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—
トリクロロエチレン	< 0.003	< 0.001	—	—	—	< 0.003	< 0.003	—	—	—
テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—
アンモニア性窒素	0.3	0.21	0.2	1.9	0.3	0.3	0.2	0.1	1.7	0.4
陰イオン界面活性剤(MBAS)	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.06	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.06	< 0.05
亜鉛		0.007					0.006			

平成 25 年 11 月 18 日					平成 26 年 2 月 7 日					環境基準値
新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀		
川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
7.1	7.2	6.9	7.6	7.0	6.9	7.0	6.8	7.4	7.0	6.0
1.2	1.1	0.7	9.8	1.9	1.9	1.9	0.7	33.0	5.3	8 以下
130,000	170,000	7,900	490,000	35,000	790,000	70,000	790	9,400,000	1,300,000	—
10	9	< 1	9	2	6	6	< 1	22	9	100 以下
6.1	7.2	8.3	6.0	8.1	6.8	6.7	9.5	6.4	7.6	2 以上
< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	—
8.3	8.1	7.7	5.4	8.3	8.9	8.1	7.9	7.5	8.7	—
0.16	0.15	0.033	1.2	0.20	0.18	0.18	0.073	1.1	0.30	—
< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
< 0.003	< 0.003	—	—	—	< 0.003	< 0.003	—	—	—	0.03 以下
0.002	0.001	—	—	—	0.001	0.001	—	—	—	0.01 以下
0.1	0.1	0.1	2.9	0.3	1.0	0.9	0.1	4.4	1.0	—
< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.13	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.22	0.05	—
	0.007					0.011				0.03 以下

(1) 魚類調査

表 3-2-5 魚類調査結果

魚類調査結果一覧表								
調査期日：平成25年9月12日 調査場所：新伊佐橋								
番号	目	科	和名	学名	生活型	個体数(個)	最大体長(cm)	写真
1			ギンブナ	<i>Carassius auratus lanzendorfii</i>	淡	2	5.3	
2	ニイ	ニイ	タイリクケバキタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	淡	243	3.2	
3			モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	淡	16	7.5	
4	ダツ	メダカ	メダカ	<i>Orzias latipes</i>	淡	6	2.9	
5		キンフィッシュ	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>	淡	1	2.3	
6		ボラ	ボラ	<i>Moril ceshalus ceshalus</i>	海	11	17.6	
7	スズキ		ウキボリ	<i>Gymnozbis urotaenia</i>	回	12	5.8	
9		ハギ	スマチキブ	<i>Iridentiser breviscinis</i>	回	5	3.7	
10			ウシノボリ属の一種	<i>Rhinobobis</i> sp.	回	1	3.1	
合計	3	5		9	種類数	9		0
					個体数	299		-

注) 1. 生息水域属性 回：河川回遊魚【海洋と淡水域を往来する種】 淡：河淡水魚【一生を淡水域で過ごす種】 海：海産性魚【偶発的に淡水域に逸出する】
 2. 種名及び表中の種名は「埼玉県レッドデータブック2008 動物編」に記載されている種であることを示す。
 3. 序列は河川水辺の国等調査の出現種リストの順にしたがった。また、学名は「山岸カラムネ 日本の淡水魚」の表記にしたがった。

3-3 騒音・振動

騒音規制法・振動規制法では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設、特定施設を設置する工場等を特定工場等として規制するとともに、法で定められた特定施設に加えて、埼玉県生活環境保全条例により指定騒音施設、指定振動施設及び指定騒音作業を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、建設作業に伴う著しい騒音・振動を発生する作業や、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 3-3-1 騒音に係る環境基準

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域			
第 2 種中高層住居専用地域			
B 地域	第 1 種住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

表 3-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-3-3 幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表 3-3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることもできるとなっている。

区域の種類 a 地域・・・(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域。

(2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る。)、狭山近郊緑地保全区域及び狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域。

b 区域・・・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めていない地域(a区域の項の(2)を除く。)

c 区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 3-3-5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種、第 2 種住居地域、準工業地域、 用途地域の定めのない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について要請することができるとなっている。

(1) 法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例（騒音振動に係る一部）」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。平成 25 年度の届出受理件数は、表 3-3-6 のとおりです。

表 3-3-6 届出受理件数

騒音に関する届出		46
内 訳	特定(指定)施設(作業)の設置	2
	特定施設数等の変更届	4
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	19
	深夜営業騒音届	21
振動に関する届出		20
内 訳	特定(指定)施設の設置	1
	特定施設数等の変更届	5
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	14
公害防止組織に関する届出		1
その他(氏名変更届等)届出		6

(2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内3地点を設定し年1回平成25年11月26日(火)午前10時から11月27日(水)午前10時までの24時間)調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、調査地点No.1、No.2は昼間の時間帯と夜間の時間帯ともに基準値を上回っていました。地点No.3は夜間の時間帯が基準値を上回っていました。

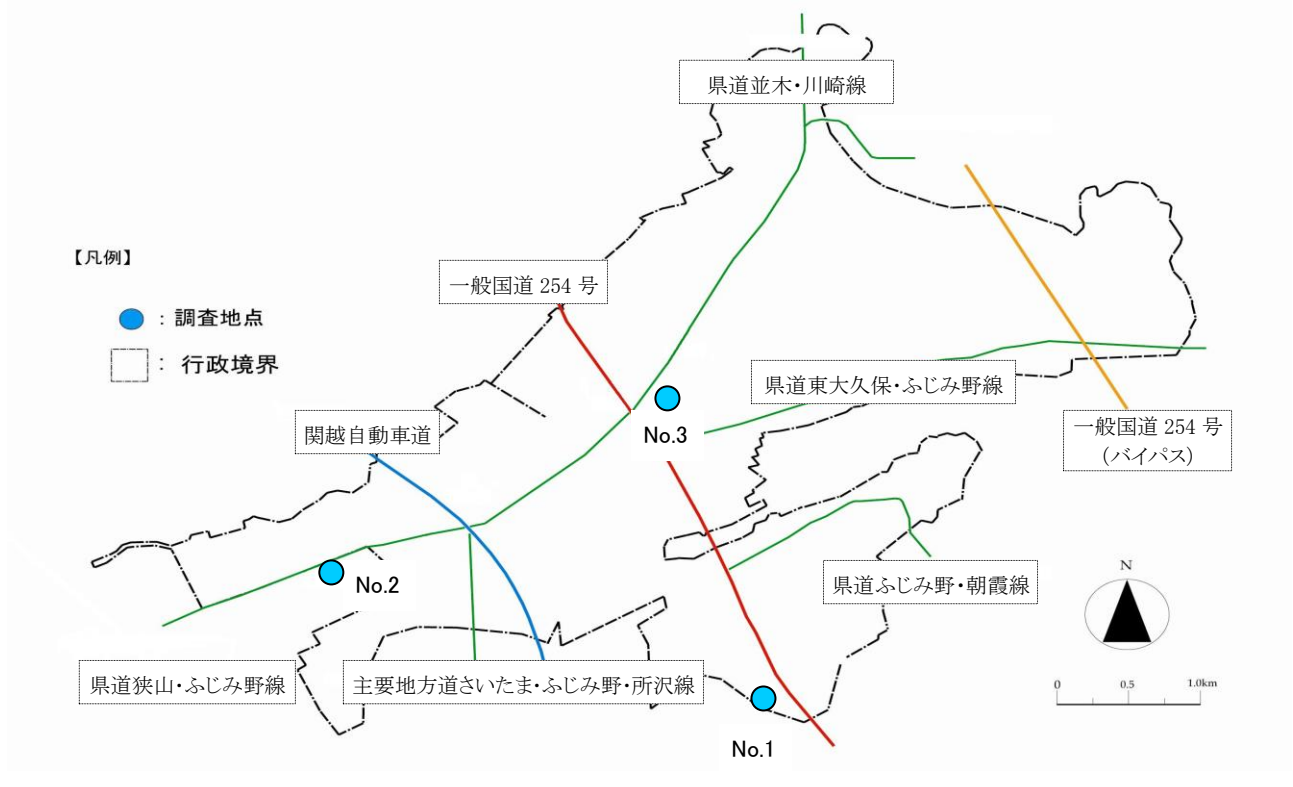
要請限度との比較では、全ての調査地点、全ての時間帯で基準値を下回っていました。

今回の調査結果で環境基準等を超過した理由としては、測定地点である道路敷地境界と車道との位置が近いことや朝方の大型車通過台数が多いことなどが考えられます。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、全ての調査地点、全ての時間帯で基準値を下回っていました。

図3-3-1に調査項目及び地点図、表3-3-7に、地点別調査結果(騒音)、表3-3-8に地点別調査結果(振動)を示しました。

図3-3-1 調査項目及び地点図



調査地点	項目	対象道路	用途地域
No.1	大井 1070 付近	一般国道 254 号	無指定地域
No.2	亀久保 1696-18 付近	県道狭山 ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4-2 付近	主要地方道さいたま ふじみ野 所沢線	近隣商業地域

表 3-3-7 地点別調査結果（騒音）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (6時～22時)	適否	夜間 (22時～6時)	適否
No.1	一般国道 254 号		71	×	69	×
				○		○
No.2	県道狭山・ふじみ野線		72	×	67	×
				○		○
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		69	○	68	×
				○		○
環境基準(特例値) ※項目上段			70		65	
要請限度(特例値) ※項目下段			75		70	

※ No.1 は国道、No.2,3 は県道に面していることから環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

※ 適否の欄は上段が環境基準との比較で下段が要請限度との比較

「○」は満足、「×」は超過

表 3-3-8 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (8時～19時)	適否	夜間 (19時～8時)	適否
No.1	一般国道 254 号		42	○	39	○
No.2	県道狭山・ふじみ野線		47	○	36	○
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線		44	○	44	○
要請限度(第2種区域)			65(70)		60(65)	

※ 要請限度は、No.1、2 が無指定地域・第1種区域で昼間65、夜間60。No.3 が近隣商業地域・第2種区域で昼間70、夜間65の基準値を適用。

※ 適否の欄「○」は満足、「×」は超過

3-4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近は、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭苦情が目立ち、従来の特悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法の特悪臭物質の濃度規制および生活環境保全条例による規制を行ってきましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を導入しました。

平成 19 年 4 月 1 日から、ふじみ野市は臭気指数による規制地域となっています。

悪臭防止法		
①特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
②臭気指数規制 ※ふじみ野市	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
	規制基準	基準値
1号規制 (敷地境界線による 規制基準)	A 区域 (B,C 区域以外の区域)	臭気指数 15
	B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18
	C 区域 (工業地域・工場専用地域)	臭気指数 18
2号規制 (煙突等の排出口 における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3号規制 (排水水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	

埼玉県生活環境保全条例	
規制対象業種(塗装工事業など 13 種)の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ3つの区域区分により規制している。	
※ 区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の区域 ・近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・工業地域、工業専用地域

3-5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。一旦沈下した地盤は再びもとに戻ることはありません。そこで、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。また、地下水の採取規制と併せて、上水道水源を地下水から河川表流水への転換や、工業用水の再利用などが進んだことにより、地盤沈下は緩やかになりつつありますが、依然として継続しています。特に、夏期に降雨が少なく暑い日が続いた場合、地下水の需要が高くなり、地盤沈下が顕著になるため、注意が必要です。

埼玉県では地盤沈下の状況を把握するため、毎年、地盤沈下に関する調査を実施しており、被害が生ずるおそれのある地盤変動量として年間 2 cm 以上を目安としています。

市内では、毎年 6 地点において標高を測量し、これを前年の 1 月 1 日の標高と比較し

て地盤変動状況を把握しています。

本市の調査結果をみると平成25年度（平成25年1月1日～平成26年1月1日）の1年間における5地点の平均変動量は2mmの沈下となっています。また、過去5年間（平成21年1月1日～平成26年1月1日）の中での最大累積変動量は亀久保神明神社境内の-45mmとなっています。

本市が含まれる西部地域は、武蔵野台地、野火止台地及び荒川低地などで構成されています。過去、年間最大沈下量が272mmを記録した所沢市も含まれていますが、上水道用に県水が供給された昭和49年7月以降、沈下量は年々減少し、沈静化傾向が続いています。

平成26年1月1日調査時点での西部地域の1年間の平均変動量は0mm、最大沈下量はふじみ野市亀久保の7mmとなりました。

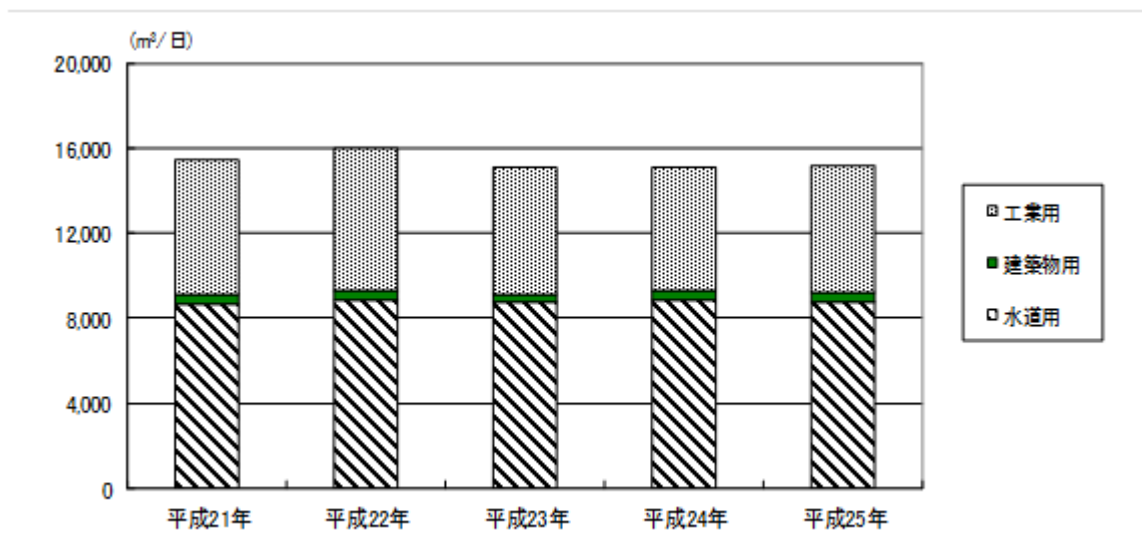
表3-5-1に水準測量成果表、図3-5-1に本市域地下水採水量の推移を示しました。

表3-5-1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 H25.1.1～ H26.1.1(mm)	過去5年間の 変動量 H21.1.1～ H26.1.1(mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
上福岡 BM1	西小学校	S56.1.1	-1	-31	-363	
03-02	県立福岡高等学校 北西側門前	H17.1.1	-2	-36	-55	平成16年度 再設
2,786	大井小学校	S48.1.1	-2	-25	-491	
大井 BM1	神明神社境内(亀久保)	S48.1.1	-7	-45	-673	
60-01	大井浄水場管理事務所	S61.1.1	+1	-27	-148	平成24年度 再観測
大井 BM3	(株)渋谷製作所内	H17.1.1	+1	-26	-35	

(出典:平成25年度埼玉県地盤沈下調査報告書)

図3-5-1 ふじみ野市域地下水採水量の推移



3-6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン、鉛等特定有害物質（25物質）を使用する工場・事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

さらに「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められており、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに3,000㎡以上の土地改変を行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められた土地の汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

ふじみ野市内では、南台2丁目・大井中央2丁目・福岡2丁目（H25.10.25解除）に設置されていた工場の廃止にともない土壌の汚染状況を調査したところ、環境省令で定める基準に適合していない物質が認められたため、下記の区域を埼玉県知事が土壌汚染区域として指定しました。

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
整理-21-3	H21.6.9	指-15	ふじみ野市南台二丁目	209.65㎡	ほう素及びその化合物
整理-24-16	H25.3.1	指-64	ふじみ野市大井中央二丁目	1,096.2㎡	ふっ素及びその化合物 六価クロム化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物

(出典:埼玉県ホームページ)

3-7 化学物質等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）は、人の健康や動植物に有害となるおそれのある化学物質について、事業所（者）が環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物等に含まれて事業者外への移動量を事業者自ら把握し、措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれぐらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分されています。このうち、P R T R制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の462物質です。

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についてを国に対し届出を行い、国はデータを集計し公表を行います。

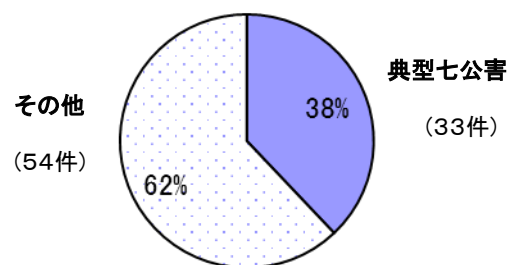
3-8 苦情・相談の状況

現在、市へ寄せられる苦情・相談の内容の多くは、日常生活において発生する問題で、公害法令の対象とならない都市生活型公害といわれるものです。

典型七公害（事業所等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染）であれば、それぞれの法令に基づく規制・基準の遵守について指導が行われますが、法令等の規制対象とならない日常生活の中で発生する近隣苦情（近隣騒音、犬の糞の置き去り、飼い主のいない猫へのえさやり行為、敷地内へのごみの多量蓄積等）については、当事者間で解決に向けた話し合いをすることが必要とされます。

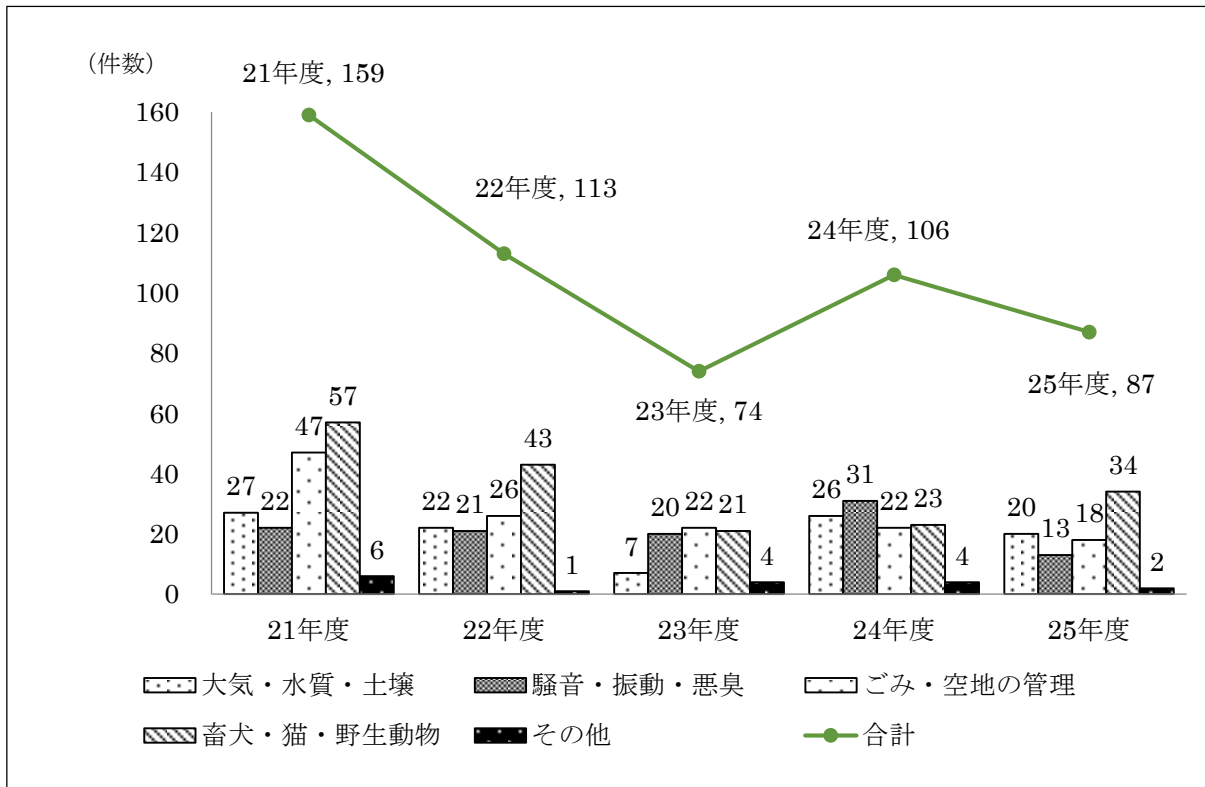
しかしながら、地域コミュニティの欠如、コミュニケーション不足などにより当事者による話し合いができず、その解決を市に対し要請する事例が増加しています。このような、法令等の規制対象外の苦情・相談に対し、市が直ちに介入することは法的にも困難です。このような都市生活型公害への対応は、現在の環境行政が抱える大きな課題といえます。

平成 25 年度	苦情総件数	87 件
(内訳)	・ 典型七公害関係 (規制対象外を含む)	33 件
	・ その他生活苦情	54 件



苦情内容の内訳

図 3-8-1 苦情件数の推移



3-9 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全

ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 117 号）に基づき、住宅地などの空き地について、現地確認を行った上で、雑草等が繁茂し清潔な生活環境を保持する上で好ましい状況ではなく、かつ、そのまま放置した場合ごみの不法投棄や火災などが生じる恐れがある場合、土地所有者に対し通知等により適正な維持管理についての指導・助言を行いました。

また、空き家の不良状態に対する対応としては、平成 22 年 12 月に「ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例」（平成 22 年 12 月 17 日条例第 38 号）を制定し、所有者に対する指導・助言を行っています。

※「ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例」は平成 23 年 4 月から施行しています。（危機管理防災課所管）

平成 25 年度空き地の対応状況

	現地確認件数	通知発送件数
前年度指導分（経過観察）	30	12
苦情申立分	13	13
計	43	25

(2)地域環境美化自主活動支援制度

地域環境美化自主活動支援事業実施要綱（平成 17 年 10 月 1 日告示第 148 号）に基づき、自治会等の団体が自主的に市内の公道や公園等公共の場所のごみ拾いを行う活動です。市は、実施にあたり、使用のごみ袋などを各推進委員に配付したり、集めたごみを回収するなどの支援を行っています。支援を受けるには、申請が必要です。地域住民による地域の環境美化活動として、年間を通して実施されています。

表 3-9-1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数(のべ)	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
平成 21 年度	91	6,845	10,940
平成 22 年度	85	7,620	12,700
平成 23 年度	73	6,067	7,692
平成 24 年度	78	7,551	10,692
平成 25 年度	66	7,844	10,320

(3)地域クリーン推進員制度

平成 19 年度に地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」を制定し、ふじみ野市の全ての町会・自治会（町内会）から 2 名の推薦を頂いて委嘱を行っています。（任期 2 年）

活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別、不法投棄などの点検を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

○地域クリーン推進員の状況

平成 25 年度 地域クリーン推進員選出数	55 団体	108 人
（内訳）・上福岡地区自治会・町内会		55 人
・大井地区町会		53 人

(4)ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン

「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止」について、市民からの要望が多いことから、市、市民、教育機関、団体、事業者との協働により、市域の環境美化とマナーの向上を目指し、路上喫煙の禁止、空き缶、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす等の散乱防止の啓発事業として平成20年度から東武東上線東上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺において実施しています。

このような活動を通し、駅周辺利用者や愛煙家などに環境美化を呼び掛けてまいりましたが、マナー向上が図られないため、地域の皆さんや環境審議会での意見を踏まえ、平成23年3月に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」(平成23年3月23日条例第1号)を制定し、路上喫煙の制限又は禁止、空き缶等の散乱の防止並びに建物等の汚損行為の禁止などについて必要な事項を定めました。さらに、平成23年6月1日には路上喫煙禁止区域を指定しており、引き続き快適で良好な環境のまちづくりを目指し、環境美化に対するマナー向上や啓発活動などに努めてまいります。

日時	平成25年5月15日(水) 午前7時30分～8時30分
場所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加団体 (14団体)	(社団法人)東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、家庭倫理の会ふじみ野、上福岡一丁目寿会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、新日本無線労働組合、東入間警察タクシー連絡協議会、JTたばこ産業課(株)埼玉支店、文京学院大学、舟運ふじみんの郷
協力団体	JT日本たばこ産業(株)埼玉支店、東武鉄道(株)
参加者数	137名

日時	平成25年11月6日(水) 午前7時30分～8時30分
場所	上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺
参加団体 (16団体)	(社団法人)東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、たばこ対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、霞ヶ丘自治会、上福岡5・6丁目町内会、家庭倫理の会ふじみ野、上福岡一丁目寿会、文京学院大学、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、東入間警察署タクシー連絡協議会、連合埼玉朝霞・東入間地区協議会、新日本無線労働組合、JT日本たばこ産業課(株)さいたま支店、埼玉県信用金庫上福岡支店
協力団体	JT日本たばこ産業(株)埼玉支店、東武鉄道(株)
参加者数	133名

▲ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン



(5)犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 26 年以降発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射と共に検疫やマイクロチップの装着などが義務付けられています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐる苦情、トラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）が増加しており、飼い主としてのマナーや責任が問われています。今後も飼育に対するマナー向上や啓発活動などに努めていきます。

○朝霞保健所管内ふじみ野地区狂犬病予防協会

狂犬病予防法及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県朝霞保健所、埼玉県獣医師会ふじみ野班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

実施事業

- ・集合狂犬病予防注射(2市1町で2,513頭) 平成25年4月16日～19日
- ・犬の飼い方しつけ方教室(47名参加) 平成26年1月18日

表3-9-2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況

(年度末時点)

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
平成22年度	4,335	3,197	73.7
平成23年度	4,395	3,198	72.8
平成24年度	4,327	3,189	73.7
平成25年度	4,341	3,182	73.3

表 3 - 9 - 3 集合狂犬病予防注射接種の状況

年月日	時間	会場	狂犬病予防注射頭数
平成 25 年 4 月 16 日	9:30~11:30	清見第2公園	145
	13:00~14:30	水天宮公園	155
4 月 17 日	9:30~11:30	福岡中央公園	266
	13:00~14:30		91
4 月 18 日	9:30~11:30	鶴ヶ岡中央公園	64
	13:00~14:30	西ノ原中央公園	80
4 月 19 日	9:30~11:30	亀久保区画整理記念公園	142
	13:00~14:30		55
合 計			998

(6)ドッグラン

「人と犬とを分離して、気兼ねなく犬を遊ばせることができる広場（ドッグラン）」の設置を目的として、上福岡清掃センターの敷地の一部を活用しドッグランとして開放しています。施設の管理、運営として、施設内の草刈りや鍵の管理などは「ふじみ野市愛犬家協会」が行っています。

《 概要 》

- 設置場所 ふじみ野市駒林 1, 104 番地（上福岡清掃センター敷地内）
- 面積 約 2, 300 ㎡
- 利用者数 66 人（愛犬家協会会員数 平成 25 年度総会資料より）

※現在のところ、平成 25 年 7 月から「ふじみ野市・三芳町環境センター」（清掃センター）の建設工事にともない施設を閉鎖しています。

(7)墓地等の設置及び管理

「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地等の管理及び埋葬等は 国民の宗教感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、「ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定（平成 22 年 6 月 22 日条例第 22 号）し、地域的特性等の考慮、経営主体の基準（宗教法人等の要件）、設置場所の基準（住宅地等からの距離等）、施設の基準（緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備）及び経営者の責務（管理運営等）を定め、指導を行っています。

表 3-9-4 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
寺院墓地	5
霊園墓地	1
旧字等地域共同墓地	48
個人墓地	25

(8) 市民葬祭制度

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、「ふじみ野市市民葬祭取扱要綱」（平成 17 年 10 月 1 日告示第 16 号）に基づき、毎年度事業者の申請に基づき、市が指定葬祭業者を指定し、市で定めた葬祭料金で葬儀を行う制度をいいます。具体的には、168,000 円の費用で行える、葬儀内容（祭壇、木棺、霊柩車などの葬祭用具（仏式））を定めることで、葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図り、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

しかし、利用者のニーズが多様化しており、葬儀に使う葬祭用具などを精査することによって、費用は更に減額でき、利用者によっては、参考として費用を把握する程度にとどまっている状況も見受けられます。

表 3-9-5 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年度	件数	指定葬祭業者(平成 25 年度)
平成 21 年度	83	(株)埼玉金周、(有)すがい祭典、(有)上福岡葬祭さとう式典サービス、(株)東上セレモサービス、(株)福祉葬祭、(株)メモリード、(株)埼玉冠婚葬祭センター
平成 22 年度	102	
平成 23 年度	76	
平成 24 年度	87	
平成 25 年度	82	

4 環境啓発等取組状況

4 環境啓発等取組状況

(1)環境フェア

多くの方が気軽に環境の知識や地域の環境データ、環境活動団体の情報などに触れる事ができ、環境に関する活動をしている人々や団体のネットワークを広げ、取り組みの輪をさらに広げる事を目的とし開催しました。

【開催テーマ】 Let's go ふじみ野 地球にやさしいエコなまち
《「知る・学ぶ・活かす」だれがやるの 私でしょ!》

日 時	平成 25 年 10 月 19 日 (土) 午前 10 時～午後 3 時
会 場	東久保中央公園、大井東中学校体育館
来場者数	約 1,800 人 (うちオリエンテーリング参加者約 600 人)
主 催	ふじみ野市環境フェア実行委員会 (17 団体、個人 4 名) 【団体】 文京学院大学人間学部コミュニケーション社会学科中山ゼミ / 森づくり集団「栞」 / ふじみ野市婦人会 / ふじみ野市赤十字奉仕団 / ECO ICE ふじみ野 / ふじみ野市上福岡くらしの会 / ふじみ野市厚生保護女性会 / (社)ふじみ野市シルバー人材センター / 新日本婦人の会上福岡支部 / (財)埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部 / 福岡中学校区青少年健全育成会 / 花と緑部会 / (社)東入間青年会議所ふじみ野支部 / かみふくおか作業所 / マイバッグ部会 / 生活クラブ生協ふじみ野支部 / 三芳町竹の子エコクラブ / 個人 4 名 ※順不同
共 催	ふじみ野市
参加協力団体・事業所等 (17 団体) ※10 事業所、 3 団体、市内 小中学校 4 校	ふじみ野市資源リサイクル協同組合 / (株)日清製粉グループ本社 / メタルリサイクル(株) / 日本たばこ産業(株)埼玉支店 / 三国コカコーラボトリング(株)所沢支店 / JAいるま野東部統括支店 / (株)環境テクノ / (社)埼玉県環境検査研究協会 / 武州ガス(株) / 連合埼玉朝霞・入間協議会 【サンケン電気労働組合、本田労組研修所支部、本田労組本社全国支部、ティ・エステック労働組合、凸版印刷労組マテリアル関東支部、凸版労組 TPC 支部、新日本無線労働組合、不二家労組組合、東京電力労組組合志木支部、栄喜堂労働組合】 / 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター / 子どもミュージカル SKY / イオンチアーズクラブ / ふじみ野市立西原小学校 / ふじみ野市立大井中学校 / ふじみ野市立葦原中学校 / ふじみ野市立大井東中学校 ※順不同

内 容	<p>【東久保中央公園会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出さない模擬店 ・実行委員各ブースでの環境に関する活動の紹介・展示、体験、リサイクルマーケットなど ・フリーマーケット（※一般参加による開催） 30 区画参加 ・列島クリーンキャンペーン ・みんなで会場のごみ拾い <p>【大井東中学校体育館会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ポスターコンクール作品展示と表彰式 ・緑のカーテンコンテスト作品展示と表彰式 ・実行委員団体の活動内容の紹介や調査報告の展示など ・協賛企業の環境活動報告や環境に関する資料の展示 ・西原小学校環境学習「ヤゴ救出大作戦」研究成果の展示 ・子どもたちの環境活動内容の展示（イオンチアーズクラブ、三芳町竹の子エコクラブ） ・ふじみ野市の今昔写真展 ・新河岸川の生き物の写真展示 ・大井東中学校吹奏楽部の演奏 ・大井中学校音楽部の合唱 ・葦原中学校の環境活動報告の発表 ・環境ヒーローショー（文京学院大学生） ・ネパールのタパさんのお話（環境講話） ・実行委員企画によるステージ「ふじみ野市の自然」（子どもミュージカル SKY との共演） ・英字新聞を使ってエコバッグづくり体験 ・古新聞紙を使ったきり絵手紙づくり体験 ・うぐいす笛工作体験 <p>【両方の会場での実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーリング
-----	---

▲文京学院大学「環境ヒーローショー」



▲エコバッグづくり体験



▲東久保中央公園の様子(フリーマーケット)



▲西原小「ヤゴ救出大作戦」研究成果発表



▲イオンチアーズクラブの発表



▲環境講話(ネパールのタパさんの講演)



(2)環境ポスターコンクール

環境教育の一環として、次世代を担う児童・生徒たちに、ポスターの作成を通し、地球環境やふじみ野市の環境を大切にしようとする意識の向上を図ることを目的とし実施しました。

募集期間	平成 25 年 9 月 20 日 (金) 〆切り
テーマ	地球環境の保全・再生, リサイクルを主要テーマとし、下記のとおり定めます。①環境問題 (身近な環境破壊について自然環境の大切さを描こう) / ②循環型社会 (リサイクル・ごみの減量化について描こう) / ③環境全般
応募点数等	応募点数全 93点 (小学校低学年 29点、高学年 43点、中学校 21点) 入賞作品 16点 ○ふじみ野市長賞 鈴木 央資 さん (駒西小学校 2年) ※入賞者一覧参照
展 示	入賞作品展示 平成 25 年 10 月 19 日 (土) 環境フェアにて展示 於：大井東中学校体育館 (東久保中央公園会場) 応募作品展示 平成 24 年 12 月 11 日 (水) ~18 日 (水) 於：大井中央公民館 展示ホール

その他	<p>ふじみ野市長賞、金賞、銀賞、銅賞については平成26年度ごみの収集カレンダーに掲載しました。</p> <p>平成25年10月19日(土)環境フェアにて入賞者に対して表彰式を行いました。</p>
-----	--

入賞者一覧

	小学校低学年	小学校高学年	中学校
金賞	《ふじみ野市長賞》 鈴木 央資さん(駒西小学校)	香川 実優さん(福岡小学校)	渡邊 佑菜さん(葦原中学校)
銀賞	土井 七葉さん(西小学校)	柳原 宝さん(元福小学校)	木村 唯子さん(花の木中学校)
銅賞	守山 佳凜さん(上野台小学校)	宇田川 和士さん(駒西小学校)	石川 和希さん(大井東中学校)
佳作	川崎 帆乃果さん(東原小学校) 安藤 理紗子さん(亀久保小学校)	熊谷 莉子さん(東台小学校) 山田 直眞さん(東台小学校) 《ごみカレンダー特別賞》 石川 麻子さん(さぎの森小学校)	小林 千緒里さん(大井東中学校) 田中 千翔さん(花の木中学校)

《ふじみ野市長賞》



金賞「わすれないでねエコバッグ」
駒西小学校2年生 鈴木 央資



金賞「どこへ行けばいいの?」
葦原中学校2年生 渡邊 佑菜



金賞「STOPポイ捨て」
福岡小学校6年生 香川 実優



ごみカレンダー特別賞「ゴミの分別してありますか？」
さぎの森小学校6年生 石川 麻子



銀賞「ポイ捨てしないで」
西小学校3年生 土井 七葉



銀賞「リサイクルをしよう！」
花の木中学校3年生 木村 唯子



銀賞「小さな力が大きな力に!!」
元福小学校4年生 柳原 宝



銅賞「わけてすてればまたつかえるよ」
上野台小学校1年生 守山 佳凜



銅賞「二人の行動が未来を変える」
駒西小学校6年生 宇田川 和士

(3)こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で楽しみながら、自主的な環境活動・環境学習を支援する目的で平成7年に環境省（当時環境庁）が発足させた事業を、平成23年度から「(財)日本環境協会こどもエコクラブ全国事務局」が継承し実施しています。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援する事で、子どもたちが広く環境に関心を持ち、人と環境の関わりについて理解を深めると共に、自然を大切に思う心を育み環境問題の解決に向けて自ら考え行動する力を育成し、かつ、地域の環境保全の環を広げるための取り組みです。しなしながら、平成25年度では、市内で「こどもエコクラブ」を活用する団体（学校）が無く、引き続き周知や啓発活動などに努めて行きます。

表4-1 平成25年度 こどもエコクラブ数

No.	グループ名	メンバー(人)	サポーター数(人)
-	-	-	-

(4)エコライフDAY2013（埼玉県事業）

地球温暖化防止対策の一環として埼玉県が実施している「エコライフDAY2013」にふじみ野市として取り組みました。

実施にあたっては、市内小学校の児童等に御協力をいただきました。

数値として把握している参加人数は1,452人（延べ人数）、CO2削減量は1,083kgとなっています。

エコライフDAYふじみ野市の取組（経年）

上段：参加人数 下段：削減量(g)

参加内訳		平成24年夏	平成24年冬	平成25年夏	平成25年冬	平成25年度計
小中学校	小学校	2,632	2,365	710	405	1,115
		1,900,560	1,556,009	478,924	269,220	748,144
	中学校	1,906	1,159	0	0	0
		1,519,657	972,944	0	0	0
市職員	0	294	0	337	337	
	0	295,808	0	334,943	334,943	
合計	4,538	3,818	710	742	1,452	
	3,420,217	2,824,761	478,924	604,163	1,083,087	

※今回の削減量は、直径26cm高さ22mの50年経った杉の木が一年間に吸収する二酸化炭素量を14kgとして計算した場合、杉の木344本分に相当します。

エコライフDAY

削減できた二酸化炭素量が計算できるようになっているチェックシートを見ながら、一日省エネ・省資源など環境に配慮した生活を行い、エコライフをはじめのきっかけとしていく事業。（埼玉県地球温暖化対策課主催事業）

(5)地球温暖化防止啓発事業（環境協働事業補助金対象事業）

エネルギーを生み出すために要する労力を目に見える形として、市民にエネルギーの大切さを知ってもらうとともに節電やエコへの意識を高めてもらうことを目的に、文京学院大学環境教育センターまちづくりグループにより、上福岡駅西口のココネ広場で地球温暖化防止啓発活動「自転車を使って、イルミネーション」が実施されました。

冬至の日に合わせたこのイベントでは、電気を発電する大変さを実感してもらうために、自転車を漕いで発電を体験する装置を使い、地球をイメージした球体に巻きつけたTED チューブや「I LOVE」の文字を模ったLED ライトを点灯し、自転車発電を体験した人には廃油で作ったエコキャンドルを配布しました。

また、イベントに参加した市民 150 名に「突然電気がない生活になったらどうするか？」などの質問による意識調査も行い、節電やエコ、地球環境に対する啓発活動をしました。

日 時	平成 25 年 12 月 21 日（日）
実施場所	上福岡駅西口ココネ広場
事業名	地球温暖化防止啓発活動「自転車を使って、イルミネーション」

(6)緑のカーテン普及啓発（環境協働事業補助金対象事業）

市民に「エネルギー問題、自然環境問題（CO2）」などの知識を持って行動してもらうことを目的に、花と緑の部会の活動のひとつとして地球温暖化対策の一環である「緑のカーテン普及啓発事業」が実施されました。

第2庁舎ベランダへの緑のカーテンの設置をはじめ、一般化家庭等での緑のカーテン設置普及のために、種から育成したゴーヤなどの蔓性植物 300 組（苗 900 株）を無料配布したり、市内にある住宅や事業所などが設置し生育した緑カーテンの写真を募集した「緑のカーテンコンテスト」も実施しました。

平成25年度は22名からの応募があり、環境フェアの会場や公民館に展示するとともに、表彰を行うなどして「緑のカーテン」の啓発につながりました。

「緑のカーテン」は、植物葉面からの蒸散作用による気化熱を利用して、建物の温度上昇を抑える効果があることが確認されています。平成25年度も、市役所第2庁舎のほか、都市政策部庁舎にも緑のカーテンが設置され、暑さを遮る緑のカーテンの効果により、冷房抑制（節電）を図り地球温暖化対策の一助となっていたと思われます。

日 時	平成 25 年 5 月 6 日（火）
実施場所	（午前）大井中央公民館、（午後）ココネ広場
事業名	緑のカーテン普及啓発事業（緑のカーテン苗無料配布事業）

▲庁舎の緑のカーテンの様子①



▲緑のカーテン配付用苗木



▲緑のカーテンコンテスト



▲庁舎緑のカーテンの様子②



(7)リユース食器貸出事業

リユース食器を利用することにより、ごみ減量への意識向上を図ることを目的としてリユース食器の無料貸出事業を行っています。平成25年度の貸し出し実績は以下の通りです。

貸出団体数	9団体	
のべ貸出数	深皿（アルマイト）	500 個
	お椀	150 個
	カレー皿	86 枚
	平皿（アルマイトを含む）	220 枚
	大皿	92 枚
	中深皿（アルマイトを含む）	838 枚
	はし	330 膳
	コーヒーカップ（トレイ）	48 個(30 枚)
利用目的	食事会・イベント模擬店・交流会、町会夏祭り、もちつき大会・公民館事業など	

5 自然環境の保全

5 自然環境の保全

(1) 緑の状況

都市化の進展により市内の緑は減少傾向にあります。

緑の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの条例」、「同施行規則」に基づき緑地保護地区及び保存樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として緑を保全しつつ市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が6箇所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として2箇所の指定を受けています。

表5-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	50 箇所
緑地保護地区面積	141,961.4m ²
保存樹木等本数	237 本

(平成26年3月31日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区の指定基準

- ・ 良好な環境を確保するために必要と認めたとき
- ・ 樹木が林立している土地の面積が300m²以上であること
- ・ 樹木のある神社、寺院等の境内(その周辺を含む。)で良好な環境を保っていること

保存樹木等

保存樹木等の指定基準

- ・ 樹形が特に優れているもの
 - ・ 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
 - ・ 株立した樹木で高さが2.5m以上であるもの
 - ・ 高さが10m以上であるもの
 - ・ はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの
- ※はん登性樹木：つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木

表5-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	開設年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	3,046	H10.7.1
No.4	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,863	S62.10.1
No.5	大井弁天の森	大井 263-1 外	31,531	S60

※西八丁緑地の公開面積は3,618 m²

(平成26年3月31日現在)

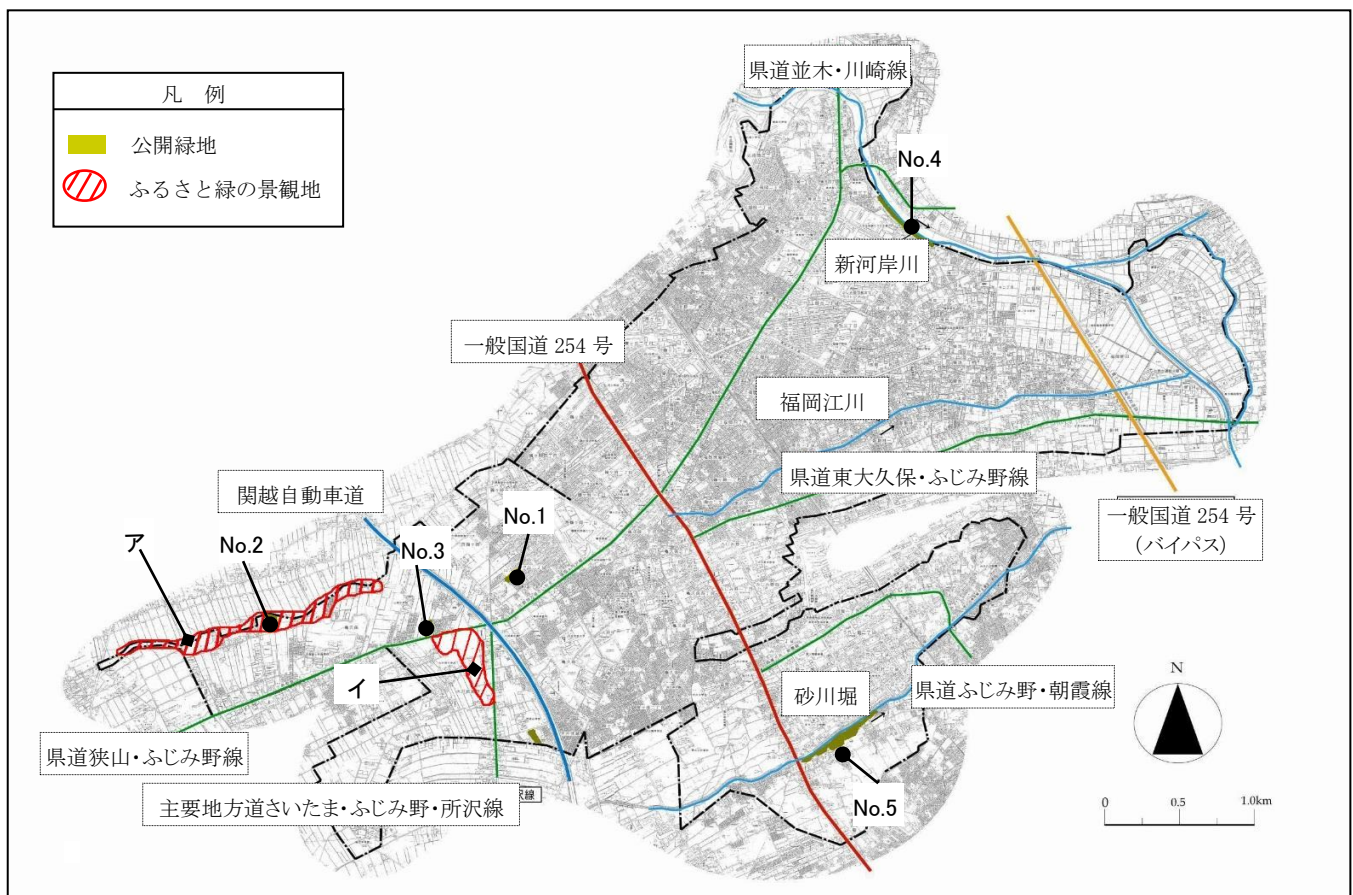
表5-3 ふるさとの緑の景観地（県指定）

図地点	名称	所在地	指定面積	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁ふるさと緑の景観地	亀久保 1602-1 の一部 及び三角 1697-13 外	12.94ha	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野ふるさと緑の景観地	大井武蔵野 703 外	6.51ha	S59.3.31

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年 3 月 15 日施行）に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を県が指定

図5-1 公開緑地及びふるさとの緑の景観地



(2)鳥獣保護

鳥獣保護法（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号））などに基づき、鳥獣の保護を推進するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止など、鳥獣の保護及び捕獲の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全などに努めています。

①傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、傷病野生鳥獣保護診療機関として県内49の獣医師を指定しています。怪我をした野生鳥獣を保護した場合、指定された獣医師に連れて行くと、無料で受診して頂けるなど、傷病野生鳥獣の保護を行っています。特に春先のヒナが巣立つ時期の相談として、道路や地面に落ちているという連絡を受ける場合があります。親鳥の姿が見えなくてもヒナの近くで見守っていて、人間がいると近づけない場合がありますので、巣立ちヒナについては、保護せずすぐにその場から立ち去るようお願いしています。

②有害鳥獣の捕獲

野生鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取は、鳥獣保護法により、原則禁止されています。しかし、生活環境や生態系などに被害等が生じている場合や指定された有害鳥獣などについては、県の計画などに基づいて、捕獲等を行うことが認められています。ただし、目的に応じた申請及び許可が必要となります。

最近、市内でもハクビシン等の外来鳥獣等の目撃情報が寄せられており、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。

③特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内のほぼ全域で、アライグマの被害発生や捕獲状況、目撃情報があり、家屋に侵入し天井裏を糞尿で汚す被害や農作物被害などが報告されています。

市内でも、アライグマの目撃情報は数件寄せられており、室内や屋根裏などに侵入されないよう注意が必要です。また、現在のところ具体的な被害などの報告は受けておりませんが、周辺自治体では被害が発生していることから、今後の発生状況によっては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく、埼玉県の「アライグマ防除実施計画」に添った対応を行います。

(3)河川敷地等管理制度

市が管理する河川及び水路の敷地(以下「河川敷地等」という。)において、ボランティアで清掃美化活動及び維持管理活動を行う市民団体等を河川敷地等管理団体として認定(以下「認定団体」という。)し、市民と行政が協力して、野生動植物の生態系に配慮した河川敷地等の管理を推進するとともに、水辺愛護意識の向上を図ることを目的とした制度です。

表 5 - 4 認定団体

認定団体名	活動場所	活動回数	認定日
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡字立堀	適宜に活動	H18.10.24
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	駒林字谷田	適宜に活動	H19.1.30
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡(旧河道)	適宜に活動	H22.10.15

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

6 循環型社会の形成

6 循環型社会の形成

6-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成

(1) ごみ排出量の推移

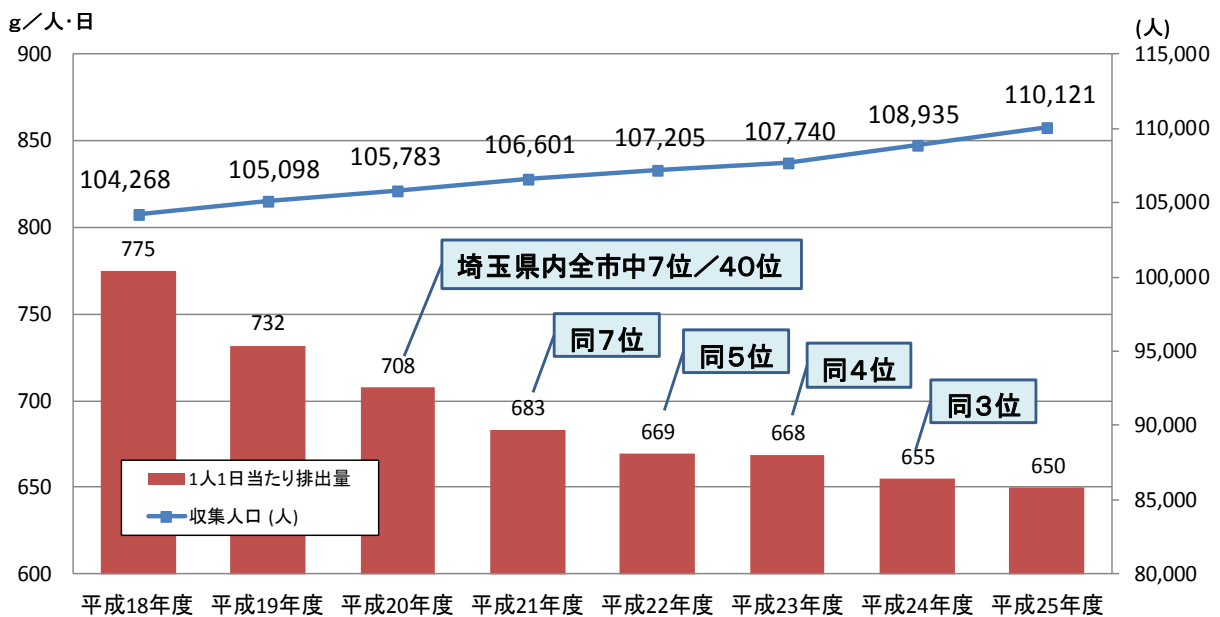
ふじみ野市は、人口が増加傾向となっておりますが、平成19年度以降は、市民や事業者の皆様のご協力により、ごみの排出抑制や減量化、社会経済情勢等の影響から総排出量が減少傾向にあります。

また、平成21年度から、家庭系ごみは、資源物をより出しやすくするための新たな分別収集方法の実施、また、事業系ごみは、清掃センターへの搬入品目の制限を行い、市民や事業者の皆様へ、さらなる分別排出の徹底を行っていただきました。

その結果、「もえるごみ」は減少し、資源物、特に「雑誌・雑がみ」や「容器包装プラスチック類」等が増加するといった良い結果に繋がりました。

なお、現在も同様の傾向が継続されています。

図6-1-1 ごみの排出量経年変化



区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収集人口 (人)		104,268	105,098	105,783	106,601	107,205	107,740	108,935	110,121
家庭系ごみ量	総排出量 (t/年)	29,481	28,076	27,317	26,588	26,190	26,288	26,030	26,112
	もえるごみ	18,329	17,747	17,508	16,503	16,161	16,153	16,281	16,276
	粗大ごみ・もえないごみ・有害ごみ	2,776	2,280	2,335	2,263	2,288	2,402	2,243	2,424
	資源物	6,861	6,540	6,223	6,669	6,619	6,692	6,490	6,442
	集団資源回収	1,516	1,509	1,251	1,152	1,122	1,040	1,016	970
事業系ごみ量	総排出量 (t/年)	9,830	9,069	8,489	7,892	7,432	7,330	7,467	7,499
	もえるごみ	9,350	8,647	8,052	7,562	7,197	7,149	7,302	7,317
	粗大ごみ・もえないごみ・有害ごみ	397	327	338	218	122	65	58	61
	資源物	83	95	99	112	114	116	106	121
合計 (t/年)	39,312	37,145	35,806	34,480	33,622	33,618	33,497	33,611	

図6-1-2 増加傾向にある品目の推移

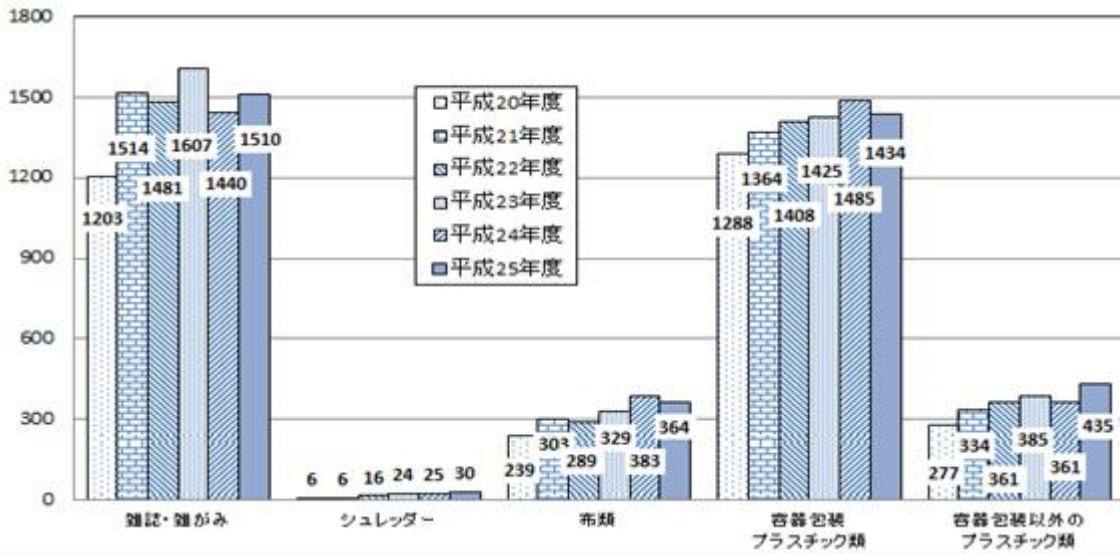
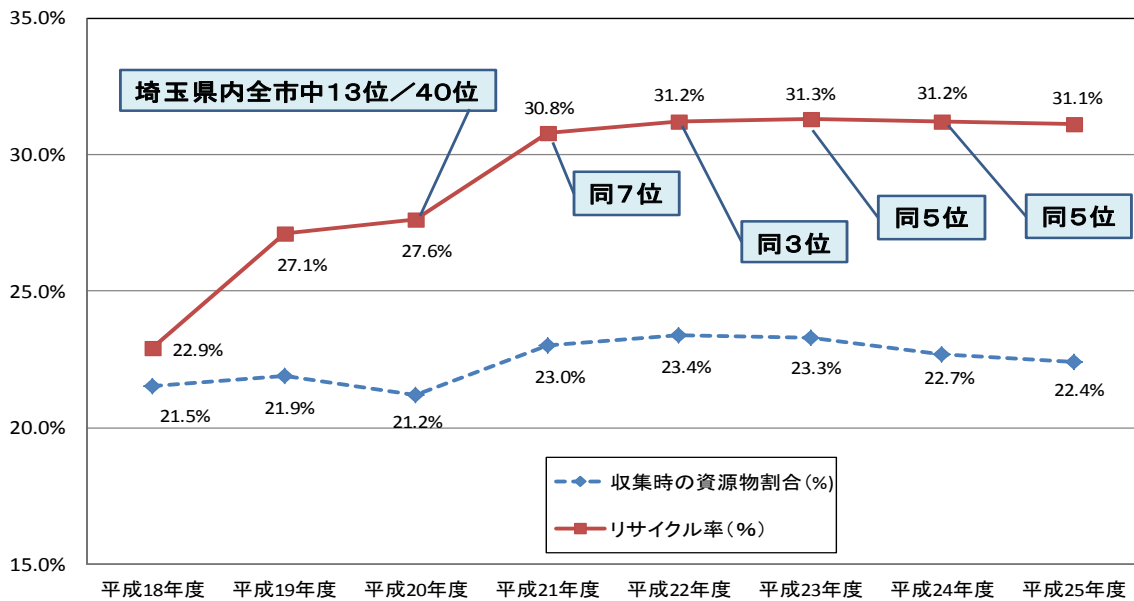


図6-1-3 リサイクル率とリサイクル量



平成25年度ふじみ野市資源物のリサイクル量

(単位: トン)

集団資源回収量 (A) ※1	969
清掃センター搬出量小計 (B) ※2	9,473
蛍光管・乾電池・廃バッテリー等	53
金属類 (被覆電線、銅、廃自転車等)	415
廃家電(メタル)	260
消火器	1
古紙	3,539
びん	712
かん	282
ペット	319
容プラ	1,497
以外プラ	349
リサイクル家具	8
焼却灰リサイクル	2,037
合計 (C=A+B)	10,442
ごみ排出量 (D)	33,611
リサイクル率 (E=C/D)	31.1%

※1: 集団資源回収とは、日常生活の中で排出される資源物として、再利用、再生利用できるものを、市民のみなさんが協力して、自主的にリサイクル活動を行うことであり、回収量とはその活動によって集った資源物の量になります。

(集団資源回収の詳細については、P.92をご参照ください)

※2: リサイクル量は、清掃センター内で選別した後の量となりますので、ごみ排出量とは必ずしも一致しません。

※3: 焼却灰リサイクルを除いたふじみ野市の資源リサイクル率は25.0%です。

※4: 端数調整のため、合計が合わない箇所があります。

(2) ごみ組成

清掃センターに搬入された焼却処理対象ごみ（主にもえるごみ）のごみ組成調査は、分別状況の把握及び焼却施設の効率的な運転管理を行うための重要な調査です。

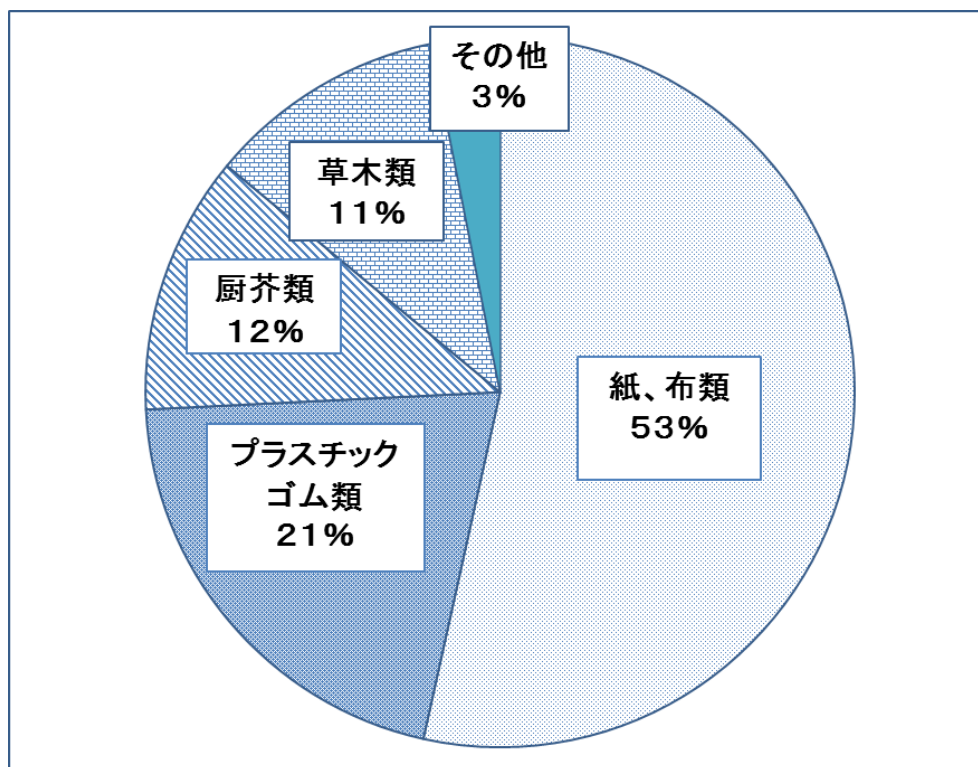
平成 25 年度は前記述のグラフのとおり、ごみ量は「もえるごみ」が減少傾向にあります。

しかし、もえるごみの中には、まだ資源化可能な「紙・布類」や「プラスチック・ゴム類」が、約 74%含まれています。

特に「紙、布類」は、約 53%と多くの割合を示しており、「もえるごみ」として出さなければならない、ちり紙や洗剤の箱、アルミコーティングされた紙なども、この割合に含まれていますが、本来、「資源物」として分別排出していただきたいOA紙やチラシ、お菓子の箱、シュレッダー紙等も多く混入しています。

今後も「より多くの資源物」を適正に分別排出する協力を高め、「焼却時に発生するCO2の排出抑制」や「焼却した後に発生する灰の処理費用」など、抑えることができるよう、分別の徹底を図っていく必要があります。

図 6-1-4 ごみ組成（家庭系）（乾ベース※）



※「乾ベース」とは、ごみの組成分析を行うに当たり、ごみピットに入ったごみが無作為に採取し、乾燥させた状態をいいます。

6-2 ごみの分別収集

(1) ふじみ野市の収集・運搬

家庭系ごみを表6-2-1のとおり分別しています。収集地域は、A～Dの4地域に分け、月曜日から金曜日（祝祭日含む）に決められた分別区分の品目を午前8時より収集しています。

表6-2-1 分別区分と収集体制

区分		項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態
資源物1	びん	透明・白色・色付きのびん	透明・白色・色付きのびん	コンテナ・透明・半透明の袋	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託
	新聞紙	新聞紙、広告、チラシ	ひも束					
	ダンボール	ダンボール	ひも束					
	紙パック	紙パック	ひも束					
	布類	衣類、タオル、シーツ、カーテン、靴下、バッグ、毛布など	ひも束					
資源物2	飲み物のかん	飲料用かん(ジュース、酒類など)	飲み物のかん専用収集ネット	週1回	ステーション	一般家庭	委託	
	ペットボトル	ペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆなど)	ペットボトル専用収集ネット					
	雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、お菓子の箱、包装紙、封筒、ダイレクトメール、シュレッダー紙など	ひも束、紙袋、半透明袋(シュレッダー)					
容器包装プラスチック類		洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋	週1回	ステーション	一般家庭	委託	
容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢(プラスチック製)、プリンター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンクなど	透明・半透明の袋	週1回	ステーション	一般家庭	委託	
		CD、DVD、MD、ビデオテープ、カセットテープ	透明・半透明の袋					
もえないごみ 有害ごみ 粗大ごみ	もえないごみ	なべ・フライパン、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、花瓶・植木鉢(素焼き)、塗料かん、オイルかん、電球、飲み物以外のかんなど	透明・半透明の袋	週2回	ステーション	一般家庭	委託	
	有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光管、使い捨てライター、消火器、バッテリー(自家用)、スプレーかん、携帯用ガスボンベ、かがみなど	透明・半透明の袋 市指定の袋(乾電池専用)					
	粗大ごみ	ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、一斗かん、自転車、ポット、家具類、家庭電化製品など	なし					
もえるごみ		生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ(汚物はとる)など	透明・半透明の袋	週2回	ステーション	一般家庭	委託	
		植木 (長さ30cm未満、太さ10cm未満)	ひも束					
市が受け入れられないごみ (適正処理困難物)		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、タイヤ、ガスボンベ、バイク、薬品(劇薬)、コンクリート・レンガブロック、浴槽、ガソリン等の燃料、ピアノ、耐火レンガ、医療系廃棄物(注射針等)、洗面台、流し台、便器、灰、土砂、石膏、建築廃材、廃油、毒、劇物、薬液及び同容器、自動車部品、農業用ビニール、壁紙(クロス)、パチンコ台、スロットマシン、かわら、ペンキ(中身入り)、業務用事務機器、仏壇など	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に関する処理方法を紹介 ・製造業者または販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名等をごみ収集カレンダーに記載) 					

(2) ごみ集積所

家庭系ごみはステーション方式で収集が行われており、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則、ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱による設置基準に基づき、ごみ集積所が各地域に設置されており、平成25年3月現在のごみ集積所設置数は、市内全域で約3,400か所となっています。

なお、新規物件に伴うものや、排出マナー等の影響から、共同住宅と戸建住宅を分離するなどの増加があり、集積所の数は増加傾向にあります。

6-3 中間処理

(1) リサイクル施設

本市には、資源化を行うリサイクル施設を有していません。一部、清掃センターの敷地内に破砕設備や選別設備、一時保管場所を設置していますが、機能が十分ではないため、資源化に際しての、圧縮や梱包の過程を民間事業者へ委託している状況です。

また、現在の清掃センター内の作業スペースも十分ではなく、人手による選別・解体作業にも限界がある状況です。

(2) 上福岡清掃センター焼却施設

上福岡清掃センター焼却炉は、昭和49年12月に竣工され、1日当たり180t（1時間当たり3.75t×24時間×2炉）の設計処理能力となっています。

平成12年度から平成14年度にかけて主にダイオキシン類の発生量削減を目的とした大規模改修工事を実施しましたが、諸法の規定により焼却炉本体の処理能力の改善工事が実施できなかったため、焼却施設の設計ごみ発熱量は、7,542kJ/kg（1,800kcal/kg）となっています。

近年の清掃センターに搬入されるもえるごみは、プラスチック類や古紙類の混入により、ごみの高発熱量化が進み、9,209～9,628kJ/kg（2,200～2,300kcal/kg）となっていることや施設の老朽化といった状況から、現在は20%低下した能力で運転を行っています。

①ダイオキシン類測定結果

表6-3-1 上福岡清掃センターのダイオキシン類濃度

		排ガス	焼却灰	ばいじん
		ng-TEQ/m ³	ng-TEQ/g-dry	ng-TEQ/g-dry
平成24年度	1号炉	0.0019	0.028	0.46
	2号炉	0.0019	0.0088	0.49
平成25年度	1号炉	0.0046	0.38	0.36
	2号炉	0.0026	0.0029	1.0
基準値		5	3	3

全ての項目について、安定的な数値を示し、基準値を遵守しています。

(3) 大井清掃センター焼却施設

市民の皆様、事業者の皆様のご協力により、もえるごみの中に多く含まれている「雑がみ」や「容器包装プラスチック類」の分別が徹底されたこと、また、ごみそのものの減量といったことから、『焼却量』の減少が図られてきております。

よって、上福岡清掃センター単独での焼却が可能となったこと、また、資源物等の選別作業も行えることから、平成24年3月31日（平成23年度末）を以て、大井清掃センターは廃止とし、平成24年4月1日（平成24年度）からは、上福岡清掃センターで処理を行っています。

なお、平成25年6月から大井清掃センターの解体・土壌改良工事を開始しました。工事にあたりましては、関係法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動など「周辺環境」への配慮を十分行うとともに、解体作業に従事する作業者の安全確保に留意し実施しております。

大井清掃センター施設の廃止で単年度だけで、約2億円の削減が図れました。

教育や福祉など、他の事業費の財源として使用することができ、併せてCO2の排出抑制にも繋がっています。
ご協力ありがとうございました。

(4) 最終処分

本市には、一般廃棄物最終処分場がありますが、既に6割程度埋め立てられています。もともとの容量が小さく、このまま埋め立てを継続すると2年弱で満杯となるため、現在、市の清掃センターで発生する焼却残渣（飛灰、もえがら等）の最終処分を民間の最終処分場（山形県、長野県）に、不燃物残渣（ガラス・セトモノ等）の最終処分を埼玉県環境整備センターに委託しています。

なお、市の最終処分場には現在、埋め立てはしていませんが、環境測定等の調査を実施し、適正な維持管理を行っています。

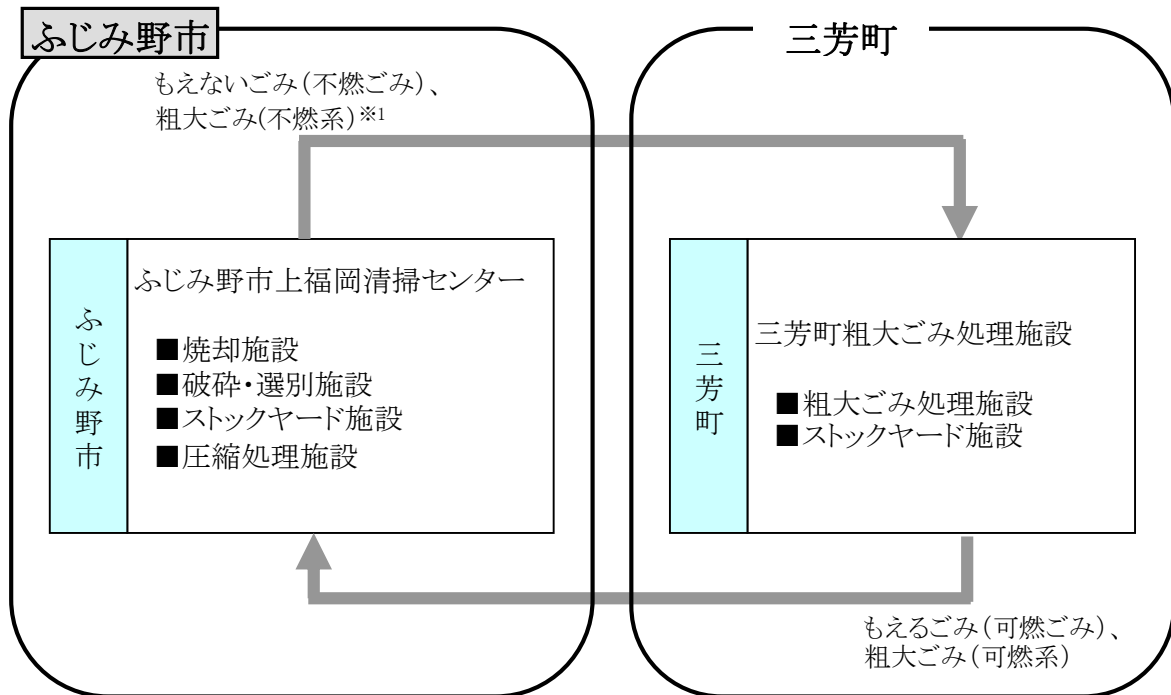
表6-3-3 最終処分場

施設・設備名	受入対象地域	竣工年	処理能力	所在地	備考
ふじみ野市 一般廃棄物最終処分場	ふじみ野市	平成5年	9,996㎡	埼玉県ふじみ野市 大井武蔵野1489	遮水シートあり、水処理は三芳町清掃工場にて行う。

6-4 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体制

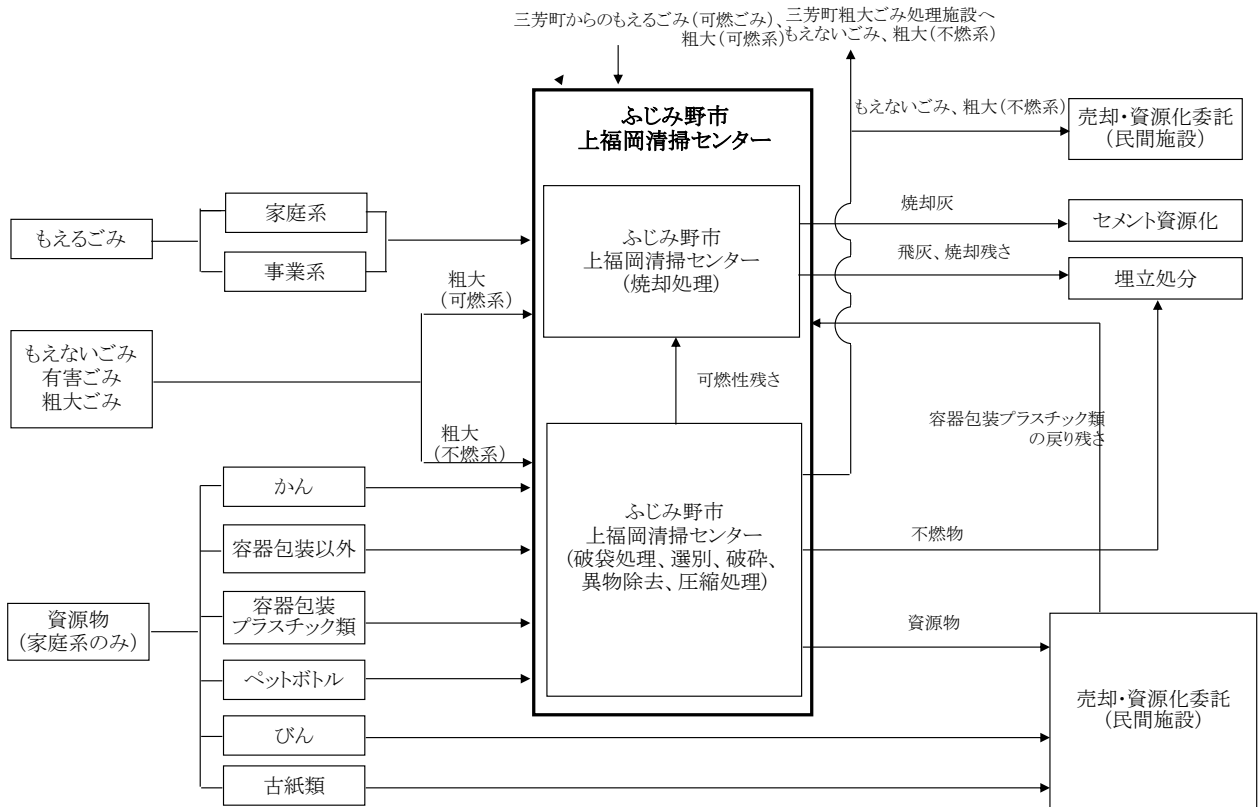
図6-4-1 ごみ処理体制



※1: 〇ふじみ野市の粗大ごみ(不燃系)については、上福岡清掃センターで手選別が行われた後、三芳町粗大ごみ処理施設に搬入されている。

(2) ゴミ処理システム

図6-4-2 ゴミ処理システム（平成25年度）



※: 公共施設からの搬入を含む

① 家庭系ごみの処理体制

市は平成24年4月から、大井清掃センターを廃止し、資源物及びごみを上福岡清掃センターで処理しています。現在、市は三芳町との間でもえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみ（可燃系及び不燃系）の共同処理を行っています。共同処理とは、市のもえないごみ及び粗大ごみ（不燃系）は三芳町に処理委託し、一方で三芳町のもえるごみ（可燃ごみ）及び粗大ごみ（可燃系）を上福岡清掃センターで処理するものです。

② 事業系ごみの処理体制

市内で発生する事業系ごみに関して、事業者処理責任を基本とし、もえるごみの中の5品目（紙くず（包装材・事務用品等）、木くず（梱包材等）、繊維くず（廃ウエス等）、厨芥類（調理屑、食べ残し）、その他（衛生上、焼却処理が必要なもの等市長が認めるもえるごみ）のみ受け入れています。

なお、事業系ごみについても市と三芳町の間で家庭系ごみと同様に共同処理を行っています。

6-5 ごみ処理費用

(1) ごみ処理費用

表6-5-1 ごみ処理費用経年変化

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
清掃総務費 (円)	75,960,446	79,462,337	72,706,686	77,135,170	43,974,437	42,359,012
塵芥処理費 (円)	1,550,535,193	1,567,642,683	1,592,702,723	1,818,406,829	1,512,420,117	1,819,042,371
し尿処理費 (円)	96,112,595	59,647,858	72,496,256	74,411,884	82,187,270	60,619,142
ごみ処理費用【合計】 (円)	1,722,608,234	1,706,752,878	1,737,905,665	1,969,953,883	1,638,581,824	1,922,020,525
一般会計総額 (円)	28,672,938,537	30,822,096,630	31,472,729,163	31,510,743,115	32,874,273,463	34,144,097,026
一般会計総額に対する比率 (%)	6.0	5.5	5.5	6.3	5.0	5.6

総ごみ排出量 (t)	35,806	34,480	33,622	33,618	33,497	33,611
人口 (人)	105,783	106,601	107,205	107,740	108,935	110,121
1 t 当たりのごみ処理経費 (円)	48,109	49,500	51,690	58,598	48,917	57,184
1 人 当たりのごみ処理経費 (円)	16,284	16,011	16,211	18,284	15,042	17,454

ごみ処理費用は、経年劣化による焼却炉のオーバーホールの処理費用、収集運搬費用の増加などの関係からは、平成23年度までは年々、増加傾向にありました。

平成24年度からは、大井清掃センターを廃止したことで、ごみ処理費用の総額が下がり、それに伴い、「1 t 当たりのごみ処理経費」「1 人 当たりのごみ処理経費」は、大幅に下がっています。

(2) ごみ処理手数料

表6-5-2 ごみ処理手数料

種類	区分	手数料
一般廃棄物	普通世帯から排出された廃棄物	無料
	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
市で処分する産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
動物の死体	—	1体につき1,000円

※平成26年3月現在

【出典】ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

6-6 ごみの減量・再資源化の推進

(1) 集団資源回収事業報奨金制度

集団資源回収とは、毎日の生活の中で資源として生かせる身の回りのものを地域の皆さんが自主的に協力し、リサイクルを進めることです。

本市では、市民の日常から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できる有価物を回収する団体に対し、報奨金を交付することにより、廃棄物の資源化を図るとともに、廃棄物量を抑制するため、集団資源回収を推進しています。(旧上福岡市は平成2年度、旧大井町は平成3年度より実施)

報奨金の対象品目は「新聞紙、ダンボール、アルミ缶、生きびん(リターナルびん)」の4品目とし、各団体には、回収した有価物1kg(生きびんは1本)当たり5円の報奨金を交付しています。

平成25年度の団体への報奨金は、町会・自治会(21団体)、子供会(18団体)、PTA(19団体)、その他(10団体)の合計68団体に対し、4,847,295円を交付しました。

表6-6-1 集団資源回収実績経年変化

年度	品目 新聞紙 kg	ダンボール kg	アルミ缶 kg	生きびん 本	回収量計 kg(※)	報奨金合計 円
平成19年度	1,279,669	192,290	29,746	5,613	1,507,318	7,536,590
平成20年度	1,070,675	149,682	26,300	4,251	1,250,908	6,254,540
平成21年度	985,102	137,070	25,990	4,018	1,152,180	5,760,900
平成22年度	962,452	128,278	27,773	3,515	1,122,018	5,610,090
平成23年度	882,688	126,734	26,811	3,471	1,039,704	5,198,520
平成24年度	868,116	118,030	26,174	3,266	1,015,586	5,077,930
平成25年度	834,792	106,477	25,276	2,914	969,459	4,847,295

※生きびんはビール瓶や一升瓶などのリターナルびんとし、1本を1kgとして、回収量計に合算しています。

(2) 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的とし、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、下記あっせん価格に対して2,500円の奨励金の交付を行っています。

平成25年度の奨励金は、5基(12,500円)の交付を行いました。



表6-6-2 生ごみ処理容器使用促進実績

(単位:基)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
20	12	9	7	7	6	5

表6-6-3 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

(単位:円)

生ごみ処理容器	あっせん価格	奨励金	購入者負担額
コンポスター130型 600φ × 660Hm/m	5,600	2,500	3,100
コンポスター190型 720φ × 710Hm/m	6,100		3,600

(3) エコストア協力店認定推奨制度

市内で事業活動を営み、環境保全への取り組みを行っている小売業を営む店舗等をエコストア協力店として認定し、その利用を消費者に推奨し、ごみの減量化、再資源化を推進する制度です。

エコストアに認定されると「認定書」と「認定プレート」が交付され、環境にやさしい事業者としてPRができます。認定の期間は2年間です。

表6-6-4 エコストア協力店認定団体

平成24年度～
イオンリテール株式会社イオン大井店 にっこりポピー

(4) 市民向け環境学習会

本市では、小学生の環境学習や町会・自治会などの市民を対象とした清掃センターでの見学やリサイクルの流れなどの出前講座を含めた環境学習会を実施しています。

①小学生

- ・上福岡清掃センターにて

学校での環境学習の一環として、上福岡清掃センターでの焼却を行っている状況やリサイクルの流れについて勉強しました。(6件・521人)



- ・学校教室にて

鶴ヶ丘小学校・東台小学校にて環境学習の授業を行いました。(3件・275人)



②その他

環境学習の出前講座及びヨーカドー・カスミにてキューロの店頭説明を実施しました。(3件・80人)



③定例の清掃センター見学会

各月1回、市民の方を対象に清掃センター見学会を実施し、上福岡清掃センターでの焼却を行っている状況やリサイクルの流れについて見学会を実施しました。



④リサイクル体験教室

8月1日・7日にふじみ野市リサイクル工房でリサイクル体験教室を行いました。当日は、粗大ごみに出された木製家具を清掃、修理し、次回販売会の商品として売り出しました。



⑤エコクッキング親子体験教室

8月6日(水曜日)に環境のことを考えて「買い物」・「料理」・「片付け」を行うエコクッキング親子体験教室を行いました。



(5) 木製家具等のリサイクル事業

ごみの減量化、資源化を図るとともにリサイクルへの関心を高めることを目的として、木製家具等のリサイクル事業を平成 21 年 6 月から始めています。

市内のごみ集積所から集められた家具のうち、まだ使える物や手を加えれば使える物などはリサイクル工房に搬入され、修理や清掃を行っています。

リサイクル工房での販売会は、毎月第 3 土曜日の午前 9 時から正午まで開催しています。なお、購入できる方は、市内在住、在勤、在学者となっています。

また、販売品の見学会を毎週火曜・木曜日の午前 9 時から午後 4 時まで行っています。

○リサイクル工房

所在地 ふじみ野市福岡 536 番地 1

電話 049-254-8563 (火曜・木曜日 午前 9 時～午後 4 時)

見学会 毎週火曜・木曜日 午前 9 時～午後 4 時

販売会 毎月第 3 土曜日 午前 9 時～正午

○事業実績

販売会 16 回 (毎月第 3 土曜日実施、出張販売会 4 回含む)

売上点数 353 点

来場者数 1,505 人 (販売会、見学会、直接持ち込み含む)

販売額 669,800 円 (食器類含む)

焼却量の削減 8.8 トン

(6) ベランダ de キエーロ (生ごみ処理容器) の導入決定

もえるごみの生ごみを減量化する取り組みとして、神奈川県葉山町で発祥されたベランダ de キエーロ (生ごみ処理容器) の導入を検討するため、市民 59 人にモニターとして、半年間実際に使用してもらいました。

その結果を踏まえ、平成 26 年から正式導入する事を決定しました。

年間 200 基を上限に、金額を補助し市内への普及を目指します。

ベランダ de キエーロの特長

- (1) 庭でも、ベランダでも出来る。
- (2) 黒土の中にもともといるバクテリアが生ごみを分解するので、土が増えない。
また、特別な菌等も不要なので、維持費がかからない。
- (3) 使い方が簡単。虫や匂いが気にならない。



- (4) 食用の廃油、汁もの、腐ったもの、カビが生えたものでも投入が可能。
- (5) 全ての食品の水切り不要、環境にやさしい。
- (6) 生ごみを分解した土は、堆肥にも使える。
(ただし、堆肥目的ではないので堆肥として使った分は土の補充が必要)



ベランダ de キエーロ
高さ 80cm×横 94 cm×奥行 50 cm
本体重さ : 27kg



6-7 ごみ処理広域化計画と施設整備

ふじみ野市と三芳町（以下「両市町」という。）の既存施設は、経年による老朽化が顕著で、著しく処理能力が低下しています。このようなことから両市町のごみ処理を担う新たな施設を整備するため、「ごみ処理広域化基本計画」に基づいて、効率的にごみ処理を実施し、循環型社会の形成に資するため、平成28年度稼働を目標として「ふじみ野市・三芳町環境センター」の整備を進めています。

- (1) ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会の開催
第10回 議題 ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会
設置条例について
- (2) ふじみ野市・三芳町広域ごみ処理施設等検討委員会合同会議の開催
第20回 議題 (1) 余熱利用施設の実施設計について
(2) 今後のスケジュールについて
(3) その他
- (3) DBO方式による施設整備手法で、事業者を総合評価一般競争入札にて、下記整備
運営事業者が決定しました。
整備運営事業者：日立造船グループ
【構成企業】代表企業：日立造船株式会社東京本社
構成員：鹿島建設株式会社関東支店、日神サービス株式会社、株式会社
クリーン工房
【工事期間】
平成25年度から平成28年度まで（※余熱利用施設は、平成25年度から平成26
年5月までの工事期間で、環境センターに先行して開設します。）
【運営期間】
平成28年度から平成42年度まで（※余熱利用施設は、平成26年6月から平成
42年度まで）
- (4) 余熱利用施設の候補名称の決定
余熱利用施設の候補名称が応募総数35作品の中から候補名称選考委員会を経て
「エコパ」に決定しました。
- (5) 平成25年第4回ふじみ野市議会定例会において、以下について議決されました。
 - ・ふじみ野市立エコパ条例
 - ・ふじみ野市立エコパの指定管理者の指定について

◎ 東日本大震災に関連した対応

◎東日本大震災に関連した対応

平成23年3月11日(金)午後2時46分、三陸沖を震源とする東日本大地震により、福島第一原子力発電所の電気系統が破壊され、冷却機能が失われたため、放射性物質が周辺地域に飛散するなど深刻な原発事故が発生しました。発生源から200km以上離れた首都圏においても、農作物を始め、水道水や下水道汚泥などについて放射性物質を調査するなど市民生活に多大な影響がありました。埼玉県の衛生研究所に設置しているモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定をはじめとし、ふじみ野市では、公共施設における空間放射線量の測定などの対応を行いました。

1 空間放射線測定及び低減対策

ふじみ野市では、市民の皆様から市内の放射線量の状況を知りたいという強い要望を受け、平成23年6月3日から市内の学校、公園などの9つの地点の空間放射線量の測定を開始しました。当初、市では測定器を所有しておらず、機器を所有している他機関などから借用し、週に1回程度の測定を実施しました。

その後、平成23年7月7日に簡易測定器を4台購入し、市内小学校、市立保育所及び、公園など195の公共施設を測定しており、測定結果を市ホームページなどで公表してきました。

2 放射線量測定等に関する対処指針及び簡易測定器の貸出

公共施設の空間放射線量の測定実施以降、その方法や対応についての基準が必要になっておりました。国等においても平成23年10月頃から放射性物質などに対する法や対応マニュアルなどの整備が進み、市でもその状況を踏まえ、「ふじみ野市放射線量測定等に関する対処指針」を策定し、平成23年12月1日から施行しました。

また、市民自ら、自宅周辺などの空間放射線量を測定する機器の貸し出しを望む声が多数寄せられたことから、平成23年11月に貸出用の簡易測定器を5台購入し、平成23年12月1日から市民などに対し貸し出しを始めました。

(1)「ふじみ野市放射線量測定等に関する対処指針」

空間放射線量は、地上5cmで毎時0.23 μ Sv以下とし、道路側溝では、地上50cmで毎時0.23 μ Sv以下としました。

《地上5cmの意味》

この高さの意味ですが、放射線が人体に与える影響が最も大きい部位は内臓(臓器)とされています。

地上50cmの高さは、子どもたちが直立した場合、内臓のほぼ中心にあたります。また、子どもたちは公園などでは寝そべて遊ぶことも想定され、この高さが地上5cmにあたるものと考えられます。市では、より安全性を考慮し、地表面に近い地上5cmの値を基準といたしました。

また、道路沿いの道路側溝は、自動車や自転車、人が通行する場所です。子どもたちが遊ぶことや特に寝そべて遊ぶことも考えにくいので、実情に合わせて地上50cmにしたものです。

《測定箇所》

平成23年12月から市内の小・中学校、市立保育所、公園などの公共施設や公共用地は、子どもが集まる場所を中心に2ヶ月に1度、道路側溝は適時測定しています。

また、周辺より比較的高い線量が発生している箇所を特定するため、文部科学省及び日本原子力研究開発機構が示している「放射線測定に関するガイドライン」に基づきまして

ア 雨水が集まる所とその出口

イ 植物及びその根元

ウ 雨水・泥土・土がたまりやすい所

エ 微粒子が付着しやすい構造物

を測定しています。

《目標値を超えた場合の対応》

簡易測定器による測定で、目標値を超える数値を確認したときは、より高性能なシンチレーション式サーベイメータで再測定を行っています。

《除染》

再測定した結果においても、目標値となる毎時0.23 μ Svを超える公共施設につきましては、日本放射能安全管理学会が示している「個人住宅を対象とするホットスポット発見/除染マニュアル」に基づいて、放射線量を抑える除染作業を行っています。

これらの結果は、市ホームページなどで順次公表しています。

(2) 簡易測定器の貸出

市では、市内に住所を有する方または市内に所在地を有する事業所の方が市内で空間放射線量を測定することに対して、簡易測定器（大気中の放射線量を測定する機器）の無料貸出を行いました。概要は以下のとおりです。

《貸出開始日》平成23年12月1日（木）から

《貸出期間》平日の午前9時から貸出、同日の午後4時までに返却（祝日、年末・年始は除く。また、土・日曜日の場合 午前10時30分から貸し出し、同日の午後4時までに返却となります。）

《貸出台数》1回1台（市の保有台数は5台です）

《貸出方法》電話または環境課窓口で予約をしていただき、貸出日に申請書を提出する。（先着順ですので、ご希望の日に貸出できない場合があります）

《貸出・返却》

① 貸出日の午前9時以降に環境課で貸出し。

注意：土・日曜日は、上福岡図書館で貸し出しを行います。休館日などで貸し出しできない場合もありますので、事前にご確認ください。

- ② 貸出の際、「ふじみ野市放射能測定器貸出申請書」の記入・提出及び本人確認を行いますので、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票など公的機関が発行した証明書を必ず持参して下さい。事業所の場合は、社員証も持参して下さい。
- ③ 返却は、貸出当日の午後4時までに環境課（土・日曜日は上福岡図書館）に直接お願いします。また、返却時に測定結果報告書の提出をお願いします。
- ④ 測定器は精密機器ですので、返却時に作動確認をさせていただきます。

《その他》

- ① 貸出時に、機器の操作方法や注意事項についてご説明します。また、簡単な説明書もお渡ししますので、これらに従った取り扱いをお願いします。
- ② 貸出機器は、大気中の放射線量（ガンマ線のみ）の測定を行うものです。土壌や水の放射性物質の含有の確認や農作物等に付着した放射性物質の測定はできません。また、簡易測定器ですので、測定結果については、あくまでも参考値としてお考え下さい。
- ③ 機器を故障、破損、紛失した場合は、修理等にかかる実費の負担をしていただきますので、取り扱いは十分ご注意下さい。

・簡易測定器の貸し出し状況（平成25年度：H25.4～H26.3）

	H25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26年 1月	2月	3月	計
貸出件数	5	4	2	1	2	2	3	1	1	0	2	0	23
測定箇所数	23	16	3	4	6	9	14	13	4	0	6	0	98

【参考】簡易測定器の貸し出し状況（平成23年度：H23.12～H24.3）

	平成23年 12月	平成24年 1月	2月	3月	計
貸出件数	91	55	32	29	207
測定箇所数	650	257	199	187	1,293

	H24年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25年 1月	2月	3月	計
貸出件数	19	19	3	6	5	1	3	3	2	2	0	0	63
測定箇所数	96	82	16	43	22	5	11	13	9	4	0	0	301

3 測定結果（一部を抜粋）

（単位： μSv ）

施設名		測定日	測定地点数	測定値	
				地上高5cm	
				平均値	範囲
庁舎	ふじみ野市役所	H26. 3. 3	4	0. 074	0. 064～0. 089
	大井総合支所	H26. 3. 3	4	0. 057	0. 045～0. 065
小学校	大井小学校	H26. 1. 16	4	0. 054	0. 048～0. 059
	福岡小学校	H26. 2. 21	4	0. 067	0. 052～0. 081
	駒西小学校	H26. 1. 21	4	0. 053	0. 036～0. 073
	上野台小学校	H26. 1. 14	4	0. 059	0. 052～0. 068
	鶴ヶ丘小学校	H26. 1. 8	4	0. 070	0. 054～0. 086
	西小学校	H26. 1. 21	4	0. 069	0. 055～0. 081
	東原小学校	H26. 1. 23	4	0. 066	0. 056～0. 074
	西原小学校	H26. 1. 16	4	0. 099	0. 061～0. 143
	元福小学校	H26. 1. 16	4	0. 072	0. 058～0. 085
	亀久保小学校	H26. 1. 31	3	0. 075	0. 043～0. 134
	三角小学校	H26. 1. 24	2	0. 060	0. 052～0. 070
	さぎの森小学校	H26. 2. 13	4	0. 053	0. 037～0. 071
	東台小学校	H26. 1. 17	4	0. 047	0. 036～0. 057
中学校	大井中学校	H26. 1. 16	4	0. 067	0. 056～0. 079
	福岡中学校	H26. 1. 23	4	0. 078	0. 070～0. 084
	葦原中学校	H26. 1. 2	4	0. 072	0. 046～0. 083
	花の木中学校	H26. 1. 14	4	0. 071	0. 064～0. 080
	大井西中学校	H26. 1. 14	4	0. 063	0. 055～0. 071
	大井東中学校	H26. 1. 17	4	0. 060	0. 045～0. 073

※詳細な測定結果は、市ホームページに掲載しています。

《参考資料》

《 参考資料 》

1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧

条例・規則・要綱名	制定年月日
ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 22 日
ふじみ野市環境審議会規則	平成 19 年 7 月 9 日
ふじみ野市環境基本計画等策定市民検討会議設置要綱	平成 23 年 3 月 14 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 22 年 6 月 22 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	平成 22 年 9 月 28 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 20 年 12 月 19 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日
ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 18 年 3 月 30 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議設置要綱	平成 18 年 7 月 19 日
ふじみ野市浄化槽法設置細則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 23 年 3 月 23 日
ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱	平成 19 年 10 月 16 日
ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地区衛生住民活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書等の様式を定める規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	平成 21 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱	平成 18 年 4 月 1 日
ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市生ごみ処理容器使用促進奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収取扱育成奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市家具等リサイクル推進事業補助金交付要綱	平成 21 年 4 月 1 日
ふじみ野市リユース食器貸出事業実施要綱	平成 20 年 4 月 22 日
ふじみ野市土壌汚染対策検討委員会設置要綱	平成 17 年 10 月 20 日
ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会設置要綱	平成 18 年 2 月 27 日
ふじみ野市狂犬病予防法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
畜犬に係る登録等事務手数料免除規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市市民葬祭取扱要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日

○ふじみ野市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第2号

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民(民間団体を含む。以下同じ。)及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- 4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。
- 4 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。
- 5 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 6 事業者は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、事業者は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業者と協働して推進するものとする。

(1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。

(3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させることができる

ように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理(快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)を実施するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業者があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業者と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業者は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業者の従業者に行わせるように努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策
- (2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策

- (3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策

(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業者が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

2 ふじみ野市環境審議会条例(平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成20年12月19日

条例第40号

ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第115号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 市・市民・事業者の責務(第3条—第5条)
- 第3章 廃棄物の減量(第6条—第11条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第12条—第23条)
- 第5章 一般廃棄物等の処理手数料(第24条)
- 第6章 一般廃棄物処理業の許可等(第25条—第31条)
- 第7章 地域の生活環境の保持(第32条)
- 第8章 雑則(第33条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

第2章 市・市民・事業者の責務

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、分別収集の推進、廃棄物処理施設での資源の回収等により、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関して、自ら主催する環境教育及び学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、家庭

系廃棄物を分別して排出し、その減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量等)

第6条 市は、家庭系廃棄物の収集等を行う際には、再利用を目的としてごみの分別及び収集を行い、もって一般廃棄物の処理施設等における資源物の回収等を推進することにより、廃棄物の減量及び再利用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量等)

第7条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより家庭系廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を考慮し、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正な処理等及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民の商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第10条 市長は、規則に定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者(以下「事業者等」という。)に対し、当該事業系一般廃棄物の再利用に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(履行命令等)

第11条 市長は、前条に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第12条 市が、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に関し同条第5項に規定する公表の方法は、これを告示によって行うものとする。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に変更があった場合について準用する。

(家庭系廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

(家庭系廃棄物の処理委託)

第14条 市は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第4条に定める基準を満たす者のうちから適当と認めるものに委託することができる。

(家庭系廃棄物の分別等)

第15条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び規則に定める排出方法に従い、市民相互に協力し、指定された場所(以下「集積所」という。)へ適正に排出するとともに、その集積所を清潔に保たなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条 前条の規定による集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第6条の2第6項に規定する者に委託しなければならない。

(適正な処理が難しい廃棄物)

第18条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理施設の設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定し、公表することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に対して、その回収等の措置を講じるよう要請することができる。

3 事業者は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、当該適正処理困難物の回収その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が同項に規定する措置を講じようとするときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

第19条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
 - (2) 有害性のある物
 - (3) 危険性のある物
 - (4) 爆発性又は引火性のある物
 - (5) 著しく悪臭を発する物
 - (6) 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市の処理業務を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるおそれのある物
- 2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(家庭系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第20条 市民は、家庭系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、市長は、当該家庭系一般廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・一部改正)

(事業系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市が処理することができる事業系一般廃棄物は、再利用することができない紙くず、木くず、繊維くず及び厨芥類の4品目とする。ただし、規則で定める規模以下の事業所が排出する事業系一般廃棄物については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、当該事業系一般廃棄物は、規則で定める受入基準に適合しなければならない。
- 3 市長は、当該事業系一般廃棄物が規則で定める受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・全改)

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の受入基準)

第22条 市の処理施設に一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を搬入できる者は、規則で定める規模以下の事業所に限るものとする。

- 2 法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。
- 3 前項の場合において、市長は、当該産業廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・追加)

(動物の死体の処理)

第23条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに市に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平22条例26・旧第22条繰下)

第5章 一般廃棄物等の処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第24条 市は、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及び動物の死体の処分に要する手数料として別表第1に定める額を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。

(平22条例26・旧第23条繰下)

第6章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可)

第25条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集業、一般廃棄物運搬業又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

(平22条例26・旧第24条繰下)

(変更の許可)

第26条 前条第1項により許可を受けた者(一般廃棄物収集業者、一般廃棄物運搬業者又は一般廃棄物処分業者をいう。以下「一般廃棄物処理業者」という。)のうち、法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(平22条例26・旧第25条繰下)

(処理基準)

第27条 一般廃棄物処理業者は、施行令第3条に規定する基準に従い、一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(平22条例26・旧第26条繰下)

(遵守義務)

第28条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 一般廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第2条の5で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(平22条例26・旧第27条繰下)

(許可の取消し及び停止命令)

第29条 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の3の規定に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の4の規定に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(平22条例26・旧第28条繰下)

(許可証の再交付)

第30条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(平22条例26・旧第29条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料)

第31条 第24条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第2に掲げる手数料を納入しなければならない。

(平22条例26・旧第30条繰下)

第7章 地域の生活環境の保持

(清潔の保持)

第32条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないように、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川及びその他の公共の場所を廃棄物等で汚してはならない。

(平22条例26・旧第31条繰下)

第8章 雑則

(報告の徴収)

第33条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要な者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(平22条例26・旧第32条繰下)

(立入検査)

第34条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平22条例26・旧第33条繰下)

(規則への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例26・旧第34条繰下)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第26号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表(省略)

2 用語解説

【ア行】

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、主成分は、ケイ酸マグネシウム塩です。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されています。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出されます。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄、および三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となり、硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。

硫黄酸化物による大気汚染問題は、重油脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。

環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招きます。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状の廃棄物も含まれます。

廃棄物処理法では、地方自治体が収集・処理・処分を行うことになっています。

陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は、合成洗剤の主成分であり、その一部は微生物によって分解されにくく、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となります。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のことをいいます。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収します。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、紫外線照射量の影響で皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題となっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと呼んでいます。

現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されています。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【カ行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法に基づき排水の規制のための基準値が定められています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められた環境基準の確保に務めなければならないとされています。

空間放射線

空間に存在する放射線のことであり、私たちの周りには大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在しています。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に異なるため、測定地点によって違う値となります。また、同じ場所でも降雨などの気象条件により変動します。

健康項目

環境基本法に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準をいいます。公害対策基本法に基づいて、1971年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつで26項目が規定されています。

光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて発生するオゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼んでいます。

コンポスト

生ゴミなどの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいいます。

【サ行】

最終処分場

廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、構造基準と維持管理基準が定められた最終処分場に埋め立てられています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、木くず、がれき類などの20種類をいいます。

また、このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

酸性雨

酸性雨は、自動車、工場などで石油や石炭が燃やされ、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出されると、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨に取り込まれて酸性雨となります。

通常の雨水(pH5.6)より強い酸性度を示す雨のことをいいます。ヨーロッパや北米では森林を枯らしたり、湖沼の酸性化により魚類等に影響を与えています。

シーベルト(Sv)

人体が放射線を受けたとき、その影響の度合いを測るものさしとして使われる単位。1mSvは1,000 μ Sv(マイクロシーベルト)です。シーベルトはスウェーデンの放射線学者 R.M.シーベルトの名からとったもの。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。

水質の環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の2つがあり、健康項目は全国一律の基準で、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について水域類型ごとに基準値が定められています。水域類型のあてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物質による水質汚濁を示す代表的な指標です。

全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体を指します。

窒素(N)は、リン(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素のため、生活排水、工場排水、畜産排水等に含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると増加して、富栄養化の原因となります。

全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量を指します。

全窒素とともに、水域の富栄養化の原因とされています。

【夕行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義しています。多くの異性体があり、毒性が異なります。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

このような地球温暖化が進むと、海面上昇、豪雨や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素が主です。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質で、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできないため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。

異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値 (TEQ) で毒性影響を評価することが可能になります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種であり、クロロホルムに似た臭いがあり水に溶けにくい無色透明の液体です。

ドライクリーニングや、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっています。

毒性は、目の刺激、眠気、頭痛などが起こり、場合によっては、肝・腎障害が認められることがあります。

【ナ行】

二酸化硫黄 (SO₂)

無色で刺激臭のある気体です。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。

二酸化硫黄による汚染された大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。代表的な例としては、「四日市ぜんそく」があげられます。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程で発生します。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

【ハ行】

フィルターバグ

大気中の二酸化窒素等濃度を測定するための簡易測定器です。

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で、窒素、リン等の流入により次第に高い濃度になる現象をいいます。

その結果、藻類等が異常増殖繁殖することにより水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し水質が悪化することや、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅するなどの影響があります。

浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類への影響などがあります。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などがあります。呼吸器系の各部位へ沈着し、人への影響を及ぼすことがあります。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (Chlorofluorocarbons; CFCs) と呼んでいます。

これらの物質は、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められています。

ベクレル(Bq)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を1ベクレル(Bq)という。1ミリベクレル(mBq)は1ベクレルの1000分の1、1メガベクレル(MBq)は1ベクレルの100万倍である。

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線(α 線)、ベータ線(β 線)、ガンマ線(γ 線)、中性子線等を総称していいいます。

アルファ線:放射線の一種でヘリウムの原子核。物質を透過する力は弱く、薄い紙一枚程度でさえぎることができる。

ベータ線:放射線の一種で原子核から飛び出す電子。粒子が重く空気中では数10cmしか飛ばず、アルミ板などの薄い金属板でさえぎることができる。物質を透過する力はアルファ線より強く、ガンマ線より弱い。

ガンマ線:放射線の一種で原子核から出る電磁波。物質を透過する力はアルファ線やベータ線に比べて強い。

放射能

原子核が別の原子核に変わりアルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線等の放射線を出す能力をいい、その強さをベクレル(Bq)で表します。放射能を持っている物質を放射性物質といいいいます。

【ヤ行】

要請限度

自動車騒音や振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。また、道路管理者に対して意見を述べるすることができます。この一定限度のことを要請限度といいいいます。

溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素の量のこと、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つです。

一般にきれいな河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。

一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上が必要です。

平成 26 年度版
ふじみ野市の環境行政
(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)
平成 27 年 2 月発行
ふじみ野市環境経済部環境課
埼玉県ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号
電話 049(262)9021(直通)
FAX 049(263)6111